

厚岸町議会 平成30年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成30年3月14日

午前10時00分開会

- 委員長（大野委員） 昨日に引き続き、平成30年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、議案第1号、164ページの4款衛生費から進めてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2目健康づくり費。

10番、杉田委員。

- 杉田委員 173ページの特定健康診査について、ちょっとお伺いしておきたいんですけども、これまでの受診率の推移というものと、今後何か受診率向上のための対策というものがとられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

- 委員長（大野委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 国民健康保険の部分でお答えしてよろしいでしょうか。

国民健康保険の被保険者の特定健診の受診率につきましては、近年、一時期は24.4%までいった時期があったんですが、その後、若干、21%、22%台まで下がりまして、27年度にはこれまでで最高の24.9%を記録した後、26年度には23.2%、29年度についてはまだ見込みですが、思ったより、受診勧奨等を小まめに行った割には伸びずに、23%前半になる見込みになっております。

- 委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

- 杉田委員 今後、受診率向上のための対策というものは何かとられるのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 現在、特定健康診査の3期目の計画を策定中ですが、その中でアンケート調査を被保険者の方にやらせていただきまして、アンケート調査の中で、特定健診の受診時の一部の負担、1,000円とさせていただいておりましたが、その部分の自己負担の状況についても意向の調査をさせていただきました。その中で、40歳以上の方ですが、50%近い方が現在の1,000円でいいという回答もございますが、4分の

1となる25%、特に30代、これから受けるという方については、50%以上が無料にすべきであるという意見がございまして、保健福祉課と協議をさせていただいた結果、後期高齢者医療の被保険者、それから国保の被保険者について、健診時の負担部分1,000円というのを30年度から無料化するというので、今回そういう形の、予算にはちょっと見えてこないんですが、そういうことで進ませていただこうと考えておりまして、現在、規則改正の準備をしているところでございます。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 ありがとうございます。町で把握されるのは国保の加入者ということだけだと思っておりますが、厚岸町においては、国保加入者の人数というのが割合的に他町と比べて多いほうだと思いますので、ぜひ、受診率の向上ということも今後も引き続き行っていただきたいと思っております。

その中で今、受診料を無料にされるということ、無料にしたから増えるかどうかというのは、これまた未知数だと思っておりますけれども、無料にしたから、じゃ、私行ってみるわという方もいらっしゃるのも事実だと思いますので、ぜひ周知、告知を行っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 委員言われるように、無料にしたからといって安易に増えるというふうには考えてございません。そのほかの受診勧奨、それから受診しやすくなるような体制づくりというのも今後まだ考えていかなければならない部分として、昨年、視察等を行った中でもそういうふうを感じているところでございますので、その部分については、順次、これから検討に入りたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、2目ございませんか。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 同じく175ページ。感染症対策についてなんですけれども、予算書には結核だけしか載っていないんですけれども、同じく国のほうで感染症疾病として指定されているものに、昨年でしたか、発生した鳥インフルエンザですとか新型インフルエンザですとかというものもあるんですけれども、こういったものの対策というのは、特に町ではとられないんでしょうか。同じ指定疾患でありながら、何で結核だけなんんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ここで計上させていただいておりますのは、結核の検査の

委託料の部分、そういう方が出てきたときのために一応計上させていただいているという状況でございます。

鳥インフルエンザ、それから新型インフルエンザということでございますけれども、新型インフルエンザに関しては、その新型インフルエンザの行動計画というものをつくっておりまして、その計画に基づいて、そういう発生が出てきた場合には、対策というのは出てまいります。

鳥インフルエンザについてのものにつきましては、出てきたときには、そこを監視区域ですとかというようなことの対応というのは別に出てまいりますけれども、その検査という部分では持っておりません。ここでは、あくまで結核が出てきたときの対応のために計上させていただいております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 出てきた場合のために計上ということですが、これ、同じように指定疾患、幾つかあるんですね。鳥インフルエンザとか新型インフルエンザだけじゃなくて。例えば、いつ当町でも発生しないとも限らない。そういったところに出てきたときに、その都度、結核のような、そういった対応をされるということですか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。

この結核についても、それから鳥インフルエンザ、新型インフルエンザについても、それが出てきたときには、北海道のほうの取り扱いで対応されることとなります。そちらのほうから指示が出てまいりますので。

ここになぜ結核の分だけをとということでございますけれども、これについては、町で行っている肺がん検診にあわせて、そこで結核の疑いが出てくる方がいらっしゃいます。その方に対して、すぐ検査を受けてもらうための費用ということで。そして、そこから結核ということではっきりしますと、今度は北海道のほうの取り扱いとなってまいりますので、その分ということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 分かりました。ただ、最近、感染症というのも新たなものも出てきて

いるし、いつ当町でも発生しないとも限らない。そういった場合に備えての対応というのは、直接的には道の対応ということになるんでしょうが、町としてもその辺の対応というところをお願いをしたいと思います、いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 感染症については、今お話しの以外にもデング熱ですとか、エボラ云々というような形で、いろいろなものが近年も出てきております。それについては、情報については、北海道のほうからそれらをいただいて、そういった広報も含めて、できる部分でさせていただいております。いずれにしても、その対応については、北海道のほうとの連携でもって対応しなければならないとなっておりますので、そういう対応をきちっと連携していきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、この2目。
4番、石澤委員。

●石澤委員 171ページの高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のことなんですが、これは65歳になったときということだったと思うんですが、その後は5年ごとと聞いたんですが、65歳になった人に対しての通知というのは行っているんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高齢者の肺炎球菌ワクチンの関係でございますけれども、このワクチン接種には、ここに計上させていただいております分につきましては、町の単独で助成をしている予防接種の内容でございます。これについては、70歳以上の方を対象にしまして、過去5年の間に受けていない方について対象にしております。これとは別に、定期の予防接種ということで国が指定をした予防接種が65歳からの部分であります。これについては、今年度までに5年間でもって対象になっておりますけれども、その国の制度と、それから町の制度と両方で、実際には65歳以上の方たちを対象に接種ができるという形にしております。ただ、通知はしておりません。一般周知の中で申し込みを受けてという形になっております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 それで、65歳になって、一般周知ということは、それ自体も知らなくて、私、65歳になったのということ、人から言われたらしいですけども、あなた65歳でしょう、受けなくていいのという話を聞いて、慌てて病院に申し込んだということなんですが、厚岸で保健福祉のいろんな取り組みをやっているんですが、そのことに対しての周知が、今まで厚岸にいた人ならいいんですけども、Uターンで戻ってきた方とか、新しく入ってきた方にとっては、厚岸って何にもやっていないのねというような捉え方を

しているようなんですが、その辺の通知の仕方というのはどういふふうになっているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この肺炎球菌ワクチンのものに限らず、いろいろな検診があります。それから、年齢層もいろいろな部分がございますので、それらについては検診の日程ですとか、日程表として作成できるようなものは作成をして、町の広報誌に折り込むですとか、それから、町の広報でもって対象年齢の方に対しての周知等はその都度、随時行っております。なかなか対象も違う部分もございまして、それらのものを全部まとめてというような形にはなっておりませんが、そういう日程表でまとめられるものはまとめて、折り込んだり、広報であったり、ホームページであったりという対応でお知らせをしているという状況でございます。そのほかに、期限があつて申し込みが必要なものについては、その都度、防災無線等でお知らせをするというような対応をしている状況でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 住民票を移しに役場に来るとかということもあると思うんですよ。ですから、いろんな健診を受ける一覧表みたいなのも確かに広報誌に入ってきますけれども、広報誌をとっていない場合もあるので、そういう人たちに何らかの形で渡すような、厚岸に来てここに住もうと思つている方に渡せるような段取りができたらいいのかなと思うんですが、そういうふうにしてもらいたいなと思つています。

それともう一つなんですけれども、委員長いいでしょうか。ここでしか聞けないと思うんですが、優生保護のことなんです、どこもないんですよ、母子の関係なんですけれども、いいでしょうか。

●委員長（大野委員） どこか聞けるところありますか。聞くとしたら、衛生予防費だったそうです。

●石澤委員 衛生予防費のほうですか。妊娠、出産とも関係があるので。（発言する者あり）

●委員長（大野委員） 終わっているんで、特別に認めます。

●石澤委員 分かりました。済みません。お願いします。ここで出産、妊娠という形がありますのでね。

今、優生保護の問題が新聞でも出ています。厚岸町でも、その対象になった方がいるんでしょうか。その辺、どうなんでしょうか。

- 委員長（大野委員） 休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 時間をとらせていただいて申しわけございません。

健診等の関係につきましては、今も町民課の窓口のほうに置いておりますけれども、もう少し分かりやすいような状況なんかは相談をしていきたいなと思います。

それから、旧優生保護法に関することでございますけれども、町にはそういう情報、該当者がいるかどうかも含めて情報は一切ございません。北海道のほうで、この12日から旧優生保護法に関する相談センターというのを設けて、3人体制でその相談を受けるという対応をとり始めたようでございます。

そういう中で、市町村の関係する部分がもし出てきた場合には、北海道のほうからその指示、連絡というのがあるのかなと思いますけれども、今の段階では、そういう相談センターを設けて相談を受ける体制を整えたという情報しかないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 厚岸もかつては産婦人科があり、田中医院も産婦人科であったものですから、そういうこともあったのかなと思って今質問したんですが、道の相談センター次第ということで、そのときはやっぱりきちっと対応していただきたいと思います。どうですか。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 北海道からのそういった指示、連絡があった場合には、きちっと連携をとっていきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 済みません。まず、今のに、ちょっと尻馬に乗って一言お聞きします。

優生保護法に関して、今そういう流れが出てきているのは新聞報道でよく分かっています。そういう段階で町のできるということというのは、例えばあみかに、自身あるいは親族にそういうような状況があると、どうしたらいいだろうというような相談があったとき

に、やはり町は、今、道でこういう窓口をつくってこうなっていると、だからこのような形で連絡しなさい、あるいはその場で連絡をとってあげるとか、そういうことはやらなきゃならないことだと思うんです。行政的にいって、道が今こうやっていますからと、道からまだ通達はないんで、厚岸町としてやることはありません、それはそのとおりなんだけれども、今の段階で何ができるのかということについては、やはりきちんとそういう部署において意思統一をしておくことが大事でないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回のこの相談センターについても、今回通知が来て、今、決裁を回しているような段階でございまして、その対応について具体的には、当町で対象者がいるのかどうかという部分については、把握する方法がないというような状況等については話を内部ではしておりますけれども、実際の取り組みについては見えないというような状況がございました。

今おっしゃられるように、町民からもしそういったお話があった場合には、当然、北海道のほうと連携をとって、そちらのほうにつなぐということはしていかなければならないということになります。その辺については、一層、そういった対応をきちっとするようにということで内部で共有していきたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 よろしく申し上げます。

それで、171ページの予防接種の委託料。それでいろいろなワクチンの話が出ていますが、この中に非常に問題になった子宮頸がんワクチン予防接種委託料というのが予算項目として上がっておりますが、これは国は積極的な勧奨は行わないと言っているんですが、結局のところ勧奨を行っている。そして、そのために町としてはこういう業務をやらざるを得ないということなんでしょうか。このあたり、ちょっと詳しく説明してほしいんですが。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この子宮頸がんワクチンの関係につきましては、大きな問題になって、その後、積極的な勧奨はしないという国の方針が出まして、積極的には勧奨をしない形で取り扱いをしております。

ただ、今の段階で、国がこの接種を定期的予防接種から外すといった対応はまだされておきませんので、そのことが、その接種について、ご本人たちの判断でもってやりたいという方がいらっしゃった場合には、定期的予防接種の中に入っておりますので、その分については対応しなければいけないという部分もありまして、一部予算についてはのせさせていただいております。ただ、実際の積極的な勧奨というのはしないという方

針は変わっておりません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今年度、この子宮頸がんワクチンの接種をした人は、町内ではいましたか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 平成29年度はおりません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 前に、副作用というんですか、それによって身体機能障害を起こした方が出て、議会でもその話がありましたけれども、その方はもう完治されているんですね。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その方は、最終的に費用の負担も含めて、ちょっと申しわけありません、年度はあれですけれども、平成28年中にそういう支払い関係も含めて終わっております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今回、厚生労働省が、子宮頸がんワクチンの副作用に関するパンフレットを新しくするわけですね。有識者会議でそれが決まったんです。ところが、その中にいろいろ具体的に書かれているんですが、知覚、運動、自律神経等という形で、それぞれの関連を書いているんですが、被害者のほうにすると疑問があるという声が出てきてね、またぞろ一つの問題になってきているんです。それは認知機能障害が出るというんですね。それで、現在、国と製薬会社に対して訴訟が起きていますけれども、その原告弁護団ですか、そこが調査をしたら、約8割の人に記憶障害や学習障害の副作用が出ているという話がありましてね。いろいろなところでいろいろなことが書かれています、いわゆる新聞等のものから、今はネット等にいろんな方が書いていますけれども、それを読んでも、一応これの国側からの手当が、いろいろな意味でのね、終わった状態の中でも認知機能障害やそういうもので苦しんでいる方がいると。しかも、それが国のほうが余り積極的に認めないものだから、詐病というんですか、要するに偽りの病気というような形に周りに判断されて、二重に大変な人もいるというようなことが結構出てきているんです。

そういうようなこともありますので、今、積極的に勧奨しているわけじゃないんだから、この接種を受ける人は、いわゆる自己責任だと、こっちのほうの問題ではないんだというような議論もあるようだけれども、やはりこれはこの子宮頸がんワクチンに限

らず、ワクチンというものには副作用は何分の一の確率、1万分の1になるのか、千分の1になるか知りませんが、必ず副作用に悩む人は出るんですよね。ですから、こういう本来の効果、やればこれだけ効果がありますよというものと同時に、そういう副作用等についての情報も、積極的勧奨しているものについてもそうですし、こういう積極的勧奨はできないというようなことになって、なおかつ残しているというのは非常に不思議なんですけれども、こういうようなものについても、やはり町としてはできる限りアンテナを伸ばしていろいろな情報をとって、そして、こういう話もあるんですということは、受けようと、どうしようかと判断する人にはできる限りの情報を提供していただきたいと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 予防接種につきましては、おっしゃるとおり100%間違いないということはありません。副作用は必ず出てくる場合があるという部分は全くそのとおりでございますので、子宮頸がんワクチンは特にそうでございますけれども、それも含めて、そういう接種に当たっては、きちっとした情報の提供になお一層努めてまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この2目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3目墓地火葬場費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 墓地火葬場費、179ページ。これの計上が1,958万1,000円になっているんですけれども、一般会計予算資料21ページに事業の内容について記載がございます。ここを読ませていただいたんですけれども、火葬炉改修一式、1号炉、2号炉、それから火葬場の防水関係、それから斎場内部の改修実施設計、こうなっているんですけれども、委託料を抜いて1,800万円ほど、この三つの事業でこれだけの数字なものですから、この関係につきまして以前一般質問をさせていただきました。待合室や通路の改修に、ぜひ今後も長く使えるために改修をすべきではないかと質問させていただきました。平成30年度、これだけの費用をかけて改修をされると理解をさせていただいたんですけれども、改修炉の関係で大きくいくのか、それぞれの事業、どういう事業費でどのぐらいのことをやるのか、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 30年度、計上させていただいております火葬場整備事業の

内容でございますけれども、ただいま委員がおっしゃったとおりの内容でございますが、金額的な中で申し上げていきますが、委託料として斎場整備実施設計計画、これについては、実施計画は内部改修ということで、火葬場と、それから待ち合いとございますけれども、これら実施設計経費の76万7,000円を予算計上させていただいております。それと工事請負費としましては、改修、修繕工事としまして、火葬炉修繕工事としまして1号炉、2号炉の霊台車の耐火物の打ちかえ、これが75万6,000円。それと斎場の改修工事としまして、火葬場等の屋上の防水改修一式として946万1,000円。それと斎場内部、遺族利用分も含めまして859万7,000円の計上をさせていただいているものでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると屋上の雨漏りの関係の改修、それから内部のほうにつきましても、850万円ほどかけて内装を整備されると理解をさせていただいたんですが、待合室、それから通路のほうの関係もあわせてやるんでしょうか。いかがでしょう。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 斎場内部でございます、遺族利用部分でございますけれども、去年の補正等の中では、連絡通路等については、軽微な部分については修繕等を行わせていただいております。特に目立つ待ち合い棟の天井、側面の壁面、これを中心に内部改修のほうは行うということで、今進めているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 しっかり工事についてはやっていただきたいなと思います。

それで、工期はいつころなんでしょうか。また、利用者の影響というんですか、突然亡くなる方は発生するんで、どんな影響があるのか、ないのか、その辺についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まずもって、先ほど前段で申し上げました実施設計、これを早い時期、5月から発注をさせていただきたいと。これが終わった後に、できればお盆前にこれら工事を発注させていただきまして、寒くなる前まで、おおむね4カ月程度の工期の中で実施ができないかということで、今、計画を立てているところでございます。

それに伴いまして、やはり内部改修が伴います。これによって待ち合い棟の状況につきましては、仮設のプレハブでの対応で、ご不便はかけますけれども、なるべく工期短縮しながら、そういう中では一部そういうようなご不便をかけることが想定されます。ただし、今回、火葬炉等の改修はありますけれども、1、2号炉を一遍に改修するとい

う計画ではございません。火葬に関しましては、ご不便をかけないような中で対応を図っていきたいと考えておりますし、当然この改修工事に当たりましては、十分に広報誌、さらには自治会、さらには葬儀関係会社等にも周知をさせていただきながら、工事についてのご理解を求めながら、ご遺族の最後のお別れの場となります斎場の延命化を図るためのご理解をいただきながら、整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

174ページ。4目水道費。

（な し）

●委員長（大野委員） 5目病院費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目子ども医療費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 環境対策として、町はいろんなことをやっています。そのものが効果を出すためには、一番基底部で支えるのは、町民の理解と意識だと思うんです。そういう意味で、環境対策では広報ですとか、いわゆる啓発ですか、これが非常に必要だと思うんですよ。例えば、大分前ですが、聞いたのは、冬、白鳥が来ていますね。そうするとやっぱり寒さや餌不足で弱るものがある。そうするとカラスが周りに円陣を組んで、少しずつ近づいて行って、その白鳥を攻撃するんですね。それを見た町民が、白鳥がかわいそうでないかと、役場でもって何とかしてやれないのかということを書いてきたのに対して、職員のほうでは、じゃ、カラスがあれ食べなかったら、カラスが餓死するんですよと、何で白鳥だけがかわいそうなんですかという言い方をして、電話をかけてきた方が激高したというような話もあるんですけども、これ、野生生物保護という観点からいうと、電話を受けたほうの回答が正しいですよ。

きょう、何かちょっとマスコミに出たのは、スズメが傷ついていたのを、自分のうちの庭か道路か知りませんが、助けて、そして手当てしたらすっかり元気になって、その

まま我が家に居ついて、肩や頭にとまっているんですよということをユーチューブか何かに出したら、東京都の担当者から連絡が来て、野生生物を飼うことはできませんと、すぐそれは野生に戻しなさいと。その後、命令書か何かが来たというようなことが話題になっていましたが、これも野生生物の保護という点からいうと、まさにそのとおりなんです。ペットと野生生物に対する対応は完全に違うんだということなんですけれども、なかなかそれは納得してもらうのは難しいですね。

あるいは、こんなことがないからいいんですけれども、床潭沼にヒブナがどうも少ないようだ。それじゃあ、金魚を放してやろうかというような人がいたら、これ大変なことになります。金魚とフナとは遺伝子の交配がありますから、遺伝子汚染してしまう大変なことになりますね。というような、善意から出て環境を壊してしまうというのはいろいろところでいろいろな事例が報告されています。俺は釣りをやるのに引きがいいからブラックバスをどんどん放すなんて、これはもう論外ですけども。

そういうようなものを含めて、町としては、やはり広報といいますか、啓発といいますか、そういう行為を行ってきていると思うんです。今までどんなことをやってきて、これからこういうことをやりたい、そして、その効果というのはこういうふう表れているというようなものがありましたら、教えていただきたい。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まさにご質問者おっしゃるとおり、野生動物等の接触というのは、生物多様性の面もございますけれども、特有の病原体を持っていたりと、きちんとした情報を町民の方々に周知した上で対応を図っていかなくちゃならないと考えております。

今まで、どちらかという野生動物に対する対応、特にキツネ等は、エキノコックスの媒介動物としての中では、広報誌等を使った中で周知はさせていただいておりますが、あとは鳥インフルエンザ、昨年度発生した中では、町民の方々に対して周知活動等は行わせていただいております。ただし、いろんなケースがあろうかと思えます。それら精査した中で、あらゆる機会を通した中で、今おっしゃっていただいたペットと野生動物それぞれの飼育方法等もありますし、ペット自体も放し飼いをしてしまえば、当然野外で何らかの餌をとってしまってエキノコックスに感染する可能性もないわけではございません。そういった面でのきちんとした飼育等を含めた中での周知、啓発活動を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、済みません。ちょっと広がるんですが、教育委員会にもお聞きしたいんでよろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） はい。

●室崎委員 今のような観点で、要するに野生生物とのつきあい方から始まって、環境保全というものに、知らないで環境破壊に手をかしてしまうようなことだってあるんだという観点ですね。そういうことから、学校では、やはりそういうことについてもきちんとした教育をしていると思うんですが、その点、ちょっと確認しておきます。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 学校での取り組みについてお答えをさせていただきます。

小学校、中学校におきましては、主に理科の学習活動において、特に小学校でありましたらば、小学校の3年生から理科の学習が始まるわけですが、この中において、植物ないしは動物についての学習を進めております。特に小学校3年生におきましては、地元の地域にいる生き物についての学習が主な部分となります。この中において、厚岸に生息している動植物、これらについても扱う部分があります。これらについては、町の教育研究所の理科部会で作成しています資料等を厚岸町内の小学校で用いて、学習に生かしているところがあります。

また、総合的な学習、こちらにおきましては、町内で進められている環境を守る活動、学校版EMS等も含めた総合的な取り組みを行っているところがあります。ただ、こちらについては、学校ごとにそれぞれ課題等を設定して、そちらにおいて取り組みを進めているという状況があります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。おさおさ怠りないと思うので、よろしく願いいたします。

それでもう1点お聞きしますが、特定外来生物対策というのが出ております。それで町長の町政執行方針でも、オオハンゴンソウ、ウチダザリガニの計画的な駆除と、防除ですというものが記載されております。漁業や生態系への被害を防止するためと書かれているんですが、これは厚岸町の漁業とは、ウチダザリガニとこのオオハンゴンソウを挙げているんですけれども、ちょっとこのところがうまく読んでも結びつかないんですが、簡単に説明いただければと思います。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 特定外来生物につきましては、今おっしゃっていただきましたオオハンゴンソウ、ウチダザリガニ以外にも、厚岸町内ではアメリカミンクほか、あとセイヨウオオマルハダバチなど、確認はされているところでございます。その中で、主とした中で、今までも子野日公園の中での試験的な駆除でございまして、オオハンゴンソウにつきましては過去から実施をされてきておりまして、これら対策というか、現状を確認しながら、昨年は改めて新規区画を使いながら、駆除の体制のあり方、今までの実証を含めて、参加者みんなで検証した状況にありますが、そのほかウチダザリガニについては、漁業被害、特に旧尾幌1号川については、サケ・マス等のふ化等もあり

まして、そういう漁業被害の懸念が強いといった中では、そういった中での駆除を行ってきているところでございまして、主立った中での、それ以外にも駆除をしなきゃいけないものというのは多々あるかと思えますけれども、そういった中での事業化しているものについて、町長の執行方針の中では記載させていただいて、町政執行方針の中での特定外来生物の主な部分についてということでの表現をさせていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ウチダザリガニの駆除を積極的に進めていらっしゃるといことは伺っております。それで、ちょっとこの前に言ったように、そういうことについて、こういうわけだからこうしなきゃならないんだよということは、町民に分かりやすく説明しなきゃならないですね。

今、ちょっと聞いていてよく分からなかったんだけど、そうすると尾幌川水系でウチダザリガニが随分増えて、それが鮭鱒の生産に非常に悪影響を及ぼしているということで駆除をすると聞こえたんですが、そういうことなんですか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 懸念されるということで、ウチダザリガニ等の繁殖状況がかなり多いといった中では、海底面の海藻とか、いろんな状況からいいますと、やはり産卵床についてもそういった影響が危惧されるということで、実態的な中でウチダザリガニが捕食している状況までの確認はなっておりませんが、昨年は漁協のほうの調査機関が来ていただきながら、そういった研究も今取り組んでいただいているところでございますけれども、これからそういった中で、実質的な捕食、卵等の捕食があるのかどうなのか、こういったこともこれからの研究ではっきりしてきたいと思います。現状としましては、外来生物が増えることによって、やっぱり環境状況を変えていく、これによって増養殖等を図っているサケ・マス、さらには、別寒辺牛であればシシャモ等の産卵域があるということでございますので、そういったところをまずもって、我々としては、1回の駆除で全て駆除できるわけじゃございませんけれども、計画的に厚岸漁業協同組合、厚岸町と連携しながら、こういった対策を根気強くこれから進めていくということで、計画を上げさせていただいているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ウチダザリガニに関して言われているのは、一つは、固有種であるニホンザリガニが完全に駆逐されてしまうという形で、非常に大きくて、強くてたくさん食べる種類ですから、ほかのザリガニやそういう系統のものが駆逐されてしまうということで、著しい環境破壊を起こすといことは言われていますよね。そうであれば、それによっていろいろな、その水系の中にいるほかの生物も食べられちゃうわけで、それが間接的

に最終的には漁業被害になると理解すればいいんですかね。サケの赤ちゃんがそこら辺にいるのをウチダザリガニが喜んで全部食べるというような短絡的なものではないということではないかと思うんですが、そのあたりを。

それと今、話を聞いていたら、尾幌水系の話が最初だったんですが、最後のほうで別寒辺牛水系でもというような話があったんですが、尾幌水系と別寒辺牛水系を足すと厚岸町の何割の水系になりますか。ほとんど全町域にと言ってもいいぐらいの大河ですよ。二つも厚岸町にとっては。そういうふうに町全域にウチダザリガニというのは分布している状況になっているんですか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まず前段のご質問でございますけれども、おっしゃるとおり、固有のニホンザリガニほか、そういった中での生態系への影響が大きいと。さらには、先ほど申し上げましたとおり、増えることによって他の捕食等もありながら、環境を変えていくといった中で、そういった漁業資源についても影響が危惧されるということだと考えております。

それと、大変説明不足で申しわけございませんでしたが、過去の議会の中でもこのウチダザリガニの駆除につきましては、平成27年7月に厚岸漁業協同組合が行った調査によりまして、旧尾幌1号川で生息が確認されたと。これも数量的にかなりの量が捕獲されたということで、厚岸町におきましても、平成28年の5月に6河川10地点で生息調査を行いました。この結果、尾幌川、別寒辺牛川の2河川5地点で生息が確認されております。それを確認した後に、6月の定例会に補正計上させていただきながら、これまで漁協と連携しながら、8月から10月の間の中でそれぞれの業務調整をしながら、ここ2年間実施してきているところでございます。

いずれにしても、調査を含めてやってやることによって、だんだん生息の分布状況が分かってくるのではないかと考えておりますが、ただし、行った年には大雨等が降りまして、予定していた状況の回数をこなすことができなかった。さらには、仕掛けたかごが流されるといった状況もありましたけれども、その中においてもやはりかなりの駆除数を、特に尾幌1号川の中では駆除できたという状況にありますので、今後もそういった中、実施することによってデータを収集しながら、さらに効率的な駆除方法を検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。進めていただきたいと。お願いします。

それとオオハンゴンソウに関しては、何年か前に町内の分布状況の調査をしましたね。あれは分布というのかな。それで、これについては、その後、行ってきていますか。あるいは、来年度行う予定があるのかどうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） オオハンゴンソウの分布調査につきましては、毎年度、私どもの課もそうですけれども、道路管理している建設課、さらには施設所管しているそれぞれの課の中で、7月に依頼をさせていただきながら、9月の中でそれぞれの施設の状況について調査を行っていただいております。それら調査につきましては、冊子にまとめた中で、今、整理を図っているところでございますけれども、傾向としては、やはり箇所が増えてきているという状況は、ここ何年かの調査の結果からも出ております。何とか抜本的な対策が講じられないのかということでは考えておりますが、やはり何せ手ごわいと、抜くしか方法がないと。抜いていって、いかにして分布状況を抑えていくか。それには人的状況では、今のこの厚岸町内に分布している状況を全て改善していくといったことは不可能に近い状況にあります。

そういった中で、この計画を立てた折にも、守るべき地点ということで、例えばあやめヶ原といった場所について、こういったものが分布しないような形で監視を重視していこうということで今実施をしておりますし、いずれにしても子野日公園を中心に、今後も粘り強くやっていくしか方法がないと考えております。

10年間やった結果からいいますと、かなりやったところの分布状況については、茎等も細くなっている状況にはございますが、やはりその区間の中で全体を見るとそれほど減っているような、丈は短くなったり細くなっておりますけれども、減っている状況にはないという状況にございます。

●委員長（大野委員） ほか、この1目。
8番、南谷委員。

●南谷委員 4款、2項、1目ですよね。183ページ。ここで2カ所、お尋ねをさせていただきます。

入り口になって本当に恐縮なんでございますが、183ページの環境調査監視、359万7,000円。まず、この事業の内容について、恥ずかしいんですけども、教えていただきたい。簡潔でいいですから。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 環境調査監視につきましては、水質検査委託料が主になっております。基幹産業であります水産業の発展と観光資源にとって、厚岸湖の水質は極めて重要ということでございます。これら厚岸湖及び流入する河川の水質について、一定に監視を行うことによりまして、異常事態の発見とか、定点監視によりまして経年の変化をデータとして収集を行いながら、この水源等の状況を監視していくことを目的とした事業でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 厚岸湖、それから河川についても何点か、定点調査をずっと続けてやる。継続して水質の調査をするということは、やはり行政でないとできない。厚岸町の自然環境を位置づける水質というのは大変重要だと私も思います。そういう意味では、大いにきちっと継続していただきたいなと思うんですが、その上でお尋ねをさせていただきます。

近年、この水質、どのようになっているのか。詳しい数字とかはいいです。早く言うと、以前よりも水質が汚染されてきているのかどうか、この辺について。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 近年、台風等の影響等もありますけれども、そういう台風等での降水状況の中での調査というのはいりません。あくまでも平常時の中での検査ということになっておりますけれども、大きく水質状況が悪化しているというようなデータにはなっておりません。現状の中では、多少のばらつきはありますけれども、経年的には異常事態等が発生しているというような状況にはないということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 やはり町としては、厚岸の自然を守るということは冠にあるわけでございますから、調査の結果、今の答弁を聞いたら、それほど水質は汚れていないんだという答弁でございますが、監視もする必要もありますけれども、この豊かな自然を守っていくためにも、やはり担当課として継続も大事でございますが、一步進んで、なお一層きれいにしていくんだと、こういう取り組みも必要だと思います。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 象徴的な事業としましては、湿原のクリーン作戦等もございますし、それぞれ上流部にある中では酪農地帯も多いわけでございます。それぞれがこの環境に対する関心をさらに高めていただきながら、適正な維持管理をしていただきながら、河川、さらには下流域であります厚岸湖、厚岸湾の環境が維持されるよう、今後ともあらゆる機会を通して情報提供させていただきながら、また、啓発活動を行っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 次に参ります。省エネルギー普及、10万円の計上、金額は大きくはないんですけれども、新規事業でございます。どのような経緯で今回新規にこういうふう計上され、どんな事業をされるのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） この省エネルギー普及につきましては、今回、新規事業として上げさせていただいております。

現在までの中、過去にも、我々、一般社団法人省エネルギーセンターというところがございまして、そういったところの中で、省エネ・節電説明の講師派遣事業等がございまして、過去に平成26年、28年といった中で、講師に来ていただきながら、家庭からできる省エネ・節電の説明会を開催させていただいた経過がございます。

こういった中で、今回改めて町費を持った中で、こういった中での家庭からできる省エネルギー対策について、改めて町民の皆様には周知をさせていただきながら、できれば実践していただいて、経費等の削減につながるような、家庭の家計簿に優しい省エネができるような中での、そういう講師を依頼した中で講演会等を開催したいということの経費措置をさせていただいております。

これについては、できれば11月ぐらい、クリスマス前の中で、特に女性の方々を対象にエコクッキングも含めた中で、興味を持ってもらいながら、こういった身近でできる省エネ活動を町民に普及啓発を行っていききたいという事業内容でございます。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 今の説明聞きまして、過去に26年、27年ごろに事業をやっていた。29年はやらなかった。そういう事業をやっていたんだけど、予算計上だけ今回町として振り返ったとも理解できるんですけども。

それと、省エネルギー普及という科目というんですか、名目なんですけれども、確かにエネルギーの省エネですから、いろんな広い角度で捉えがちなんですけども、何となくばふらっとし過ぎて、今の社会の中で省エネに努めなければならないというのは、私自身気をつけなければならないと思うんですけども、やる事業の目的と、それが何か拡大し過ぎて、主催者側としてやはりきちっとこういうことだからこういう事業をやりますよというものを、やっぱり集まっていたく皆さんにもきちっと理解をしていただいた上で、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） ご提言いただいたとおりだと思います。過去に2回実施をさせていただいております。これについては、この省エネルギーセンター、これは経産省の事業でございますけれども、そういった無料派遣を活用させていただきながら、実施をさせていただきました。それと事業者に関しましては、本年度、事業者向けということで、同じく省エネルギーセンターのほうの事業を活用させていただきながら、各事業所さんのほうにご案内をさせていただきまして、実施をさせていただいている経過がございます。

この省エネルギーセンターでは、こういった説明会のほか、個別のビル、工場等の省エネ診断等の実施も可能となっておりますので、今回、事業者向けの中で関心を持たれ

た事業所さんがいらっしやいましたら、私どもも窓口になりながら、一緒に、できれば今やられているそれぞれの工場、事業者等の省エネルギーにつながるような事業展開をしていきたいと考えておりますし、事業内容については、省エネルギー普及ということで大きなくくりになっておりますけれども、まずは、町民みずからができる中での、本当に家庭でできる省エネから進めていくべきだと考えております。家計も助かる、さらには地球温暖化に寄与するといった中での、そういう啓発活動について十分に周知をさせていただきながら、できるだけ多くのご参加をいただいて、この事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ありますか。

10番、杉田委員。

●杉田委員 今の8番さんの環境調査監視のことに関連させていただいてちょっとお聞きしたいんですが、厚岸湖の湖底というんですか、海底というんですか、それについて気になることがありますして、主にカキ漁師さんだと思うんですが、砂船といまして、山砂を島をつくるのに使用されていると思うんですが、あれはどういった土なのか、砂なのか、石なのか、お分かりでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） アサリ島のほうの保全ということで、漁業者の方々が行っている行為ということで、私のほうからお答えさせていただきますけれども、アサリ島の部分については、島の周辺を、そういった砂等を入れますので、できるだけ外に出ないようにということではいろんな細工をした上で、毎年、やはりそういった部分でも流されるということで、ずりと言われるものを、低くなったところに補給をして、そして形成を保つために山砂を入れているという状況と押さえております。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 ありがとうございます。山砂ということですので、元来、川、海になかったものを海に、湖に入れているので、環境的に私はどうなのかなと思って懸念といいますか、思っていたものですから、その辺も含めて今後調査、監視いただければいいのかなと思います。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 今、杉田委員ご提案いただきましたとおり、我々、継続的な水質調査を行いながら、異常等がないか、そういった中で十分注視しながら、この事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、次へ進みます。

184ページ。2日水鳥観察館運営費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3日廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4日ごみ処理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 5日し尿処理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 192ページ。6目下水処理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、194ページ。5款農林水産業費、1項農業費、1日農業委員会費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 農業委員会についてお尋ねをさせていただきます。

私、以前に伺ったときに、委員の選任方法につきまして、方法は変わったんだけど、運営上は余り変わりはないんだと答弁をいただいたと思うんですが、実際にあれから時間も経過しております。実際に変わったメンバーでやってこられておるわけですが、委員会の役割はその後、変わる前と今とどうなんでしょうか。全く当初言っていたように変わりはないと、こういうことでよろしいんでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。農業委員会局長の立場で。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

農業委員会法の改正によりまして、昨年7月から新しい農業委員さんということで、

従来と変わらず定員14名で、今度は議会の承認をいただいた上で町長が任命するという形で新しい体制がスタートしたところでございます。

全国的に見ると、農地の集積がうまく進んでいないだとか、担い手のほうにうまく進んでいないだとか、いろいろな課題があって、その取り組みを強化するという目的では農業委員会法改正になってございますが、厚岸町にあっては、担い手に対する農地の集積率であるだとか、あるいは遊休農地であるだとか、そういった国が問題視をしている部分というのは、厚岸町の中では顕在してございません。農業委員さんの精力的な取り組みもあってそういう状況があったと思いますけれども、そういう状況でございますので、新体制になって改正法に基づいた取り組みということになっても、実質的な厚岸町農業委員会の活動の内容としては、特段変わった動きを起こしているというものはございません。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 委員会のほうの運営については、委員会があるわけでございますから、余り突っ込めないと思うんですけども、事務局長が兼務になりました。実際ね。その上でお尋ねをさせていただくんですが、本町においても、先ほどの答弁では変わりはないよというものの、現実、本町からも離農者が出ていたり、遊休地のその活用という部分では、やはり貸す側、借りる側、いろいろと課題もあると思うんです。それから、後継者の問題についても、個人、本人の好き嫌いもあるだろうし、なかなか実現するのに、私は課題が大きいと思っています。そういう意味では、事務局長が兼務になっているよという部分については、私は、業務を執行する上で多少問題はないのかなと。片や産業振興課長で、農業委員会の事務局長も兼ねるわけでございますから、この辺について、やはり業務をする上で、恐らく支障はないと思うんですけども、いかがでしょう。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 人事関係でありますので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

今お話ありましたとおり、農業委員会は私が委員を選任し、議会の議決を得るというものに相なったわけでありまして、事務局長であります。その事務局長は今、課長と兼務させていただいておるわけでありまして、これはいろんな人事等の配置の中で、やむを得ず兼務ということになっておるわけでありまして、新年度に向けましては、専任の事務局長を設けたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目農業振興費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 200ページ。3目畜産業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5目農地費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 204ページ。6目牧野管理費。
4番、石澤委員。

- 石澤委員 積んでいるロールの問題なんですけれども、私たちが草をロールした後は、ラップで積むんですが、なるべく雪もつかないようにという形で、少し水分があったりするとラップで積んで、牧草の保管をするんですが、ラッピングマシンを買いましたよね。そのマシンがあるんですけれども、見ていたら、また例年同じようにシートで囲って積んであるんですが、あれをラップするということにはならないんでしょうか。そのほうが草の傷みもないし、若牛にとってはいいと思うんですが、どうなんでしょう。

- 委員長（大野委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） 平成29年度において、ラッピングマシン、あるいはロールをつかむためのロールベラーという機械等も増強させていただきました。委員言われるとおり、1年通じて全量をラッピングしようというふうに目標を持って取り組んだんですけれども、やはり若干、古い機械の能力の部分もあって、全体的にラッピングできなかったようです。

ただ、去年の冬期の状況と今年の冬期の状況の草の状況を見ますと、雲泥に違うということ現場でも言われているんですね。29年度はそういう状況でありましたけれども、30年度はさらにいろんな工夫をしながら、工夫というのは、牧草を刈るときの職員の体制と、いろいろ見直ししながら、可能な限り、さらにはまたラッピングできるような形で取り組んでいこうというのを、現場のほうでは検討されているとお聞きしています。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 ラップすると、ラップのフィルムとかでお金がたくさんかかってくると思うんですが、結果としては、牛にとってはすごくいいことになりますので、例えば、化学肥料を少し減らすとか、それから、ハーバーマットって、私ら、追播とかで使っているんですが、そういうふうにして草の促進を変えるとかしながら、更新しなくてもいい畑

もつくっていきけるし、大規模の畑自体は草の状態もすごくいいように聞いていますので、そういうのも含めて、せっかくいい草がありますので、それをやっぱりそういう形でやってくれば、農家の基礎になる牛ですから、ぜひそういうふうにしてください。お願いいたします。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） やはりラップしないと、ロールだけで上にシートをかぶせて防水する手だてをしても、下の底辺の部分は土砂がまじって、牛に与えられる状況でなかったり、かびを招くとか、無駄にしてしまうロールもかなり出てしまうという状況もあります。それと、質問委員言われたような状況もございますので、そのように現場のほうも認識を新たにしておりますので、ぜひ、そういった方向で、29年度よりも30年度がそういう方向に向かうように、現場と一緒にやって取り組んでいきたいというふうに思います。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。
7目農業施設費。

（な し）

●委員長（大野委員） 210ページ。8目農業水道費。

（な し）

●委員長（大野委員） 214ページ。9目堆肥センター費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項林業費、1目林業総務費。
12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 昨年だと思うんですけども、新たに林業のところで、新しい森林管理システムというものができたかと思うんですけども、まず、当町にとってかわってくるのか、どんなかわりを持っているのか、ご説明お願いします。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 今、私、手元に持っているのは、北海道の水産林務部のほうのある資料でございますけれども、新たな林業管理システムについてということで、現在、主としましては、森林の成長産業化と森林資源の適切な管理の両面を図るために、市町村を介して、林業経営の意欲の低い小規模な森林所有者の森林を能力のある森林経営者につなぐこと、それで森林経営の集約化を図ると。さらには、経済的に成り立たない森林については、市町村みずから管理を行う仕組みを構築する必要があるといった内容でございます。

このため、森林所有者の責務を明確化する、それと森林所有者みずからが適切な経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、林業経営に適した森林は意欲と能力のある森林経営者に委ねると。三つ目としては、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林及び森林経営者に委ねるまでの森林においては、先ほど申し上げたような中で、市町村がみずから管理を行うといった中での現在新たな森林管理システムの案の概要の趣旨でございます。

これらについては、現在、確定されているわけございません。今後これら中身について十分協議が行われて、内容が精査された上で施行されるというような状況になっております。これは北海道だけではなく全国的な中で、今後の森林、国土保全のための森林の管理のあり方については、いろいろと協議がなされているところでございますけれども、そういった中で、今後さらに中身が検討されていくという内容でございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 そこでちょっと気になってくるのが、森林所有者という言葉が何カ所か出てきますね。その森林所有者というのは全部把握されているんでしょうか。不明な所有者というのはないんでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） そういった中で、やはり不明な状況が、場所もございませぬ。それらについて今後、町村におきましても、今回新たな事業として、217ページの下段にありますけれども、森林所有者情報活用推進ということで、これは31年3月31日まで、新規事業の計上でございますけれども、林地台帳、森林所有者情報を、地籍情報とか森林調査等々の整合性を図りながら、所在者を確定して行って、公表できるような形にしなければということで、法での規定に伴って、新年度、30年度において、これら調査についても行う状況になっております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それはぜひ調査をお願いしたいと思います。

現在でも、森林の持ち主が分からない、所有者が分からないということで、対応でき

ない場面というものも何か所か出てきていると思うので、ぜひ、この所有者の把握というのはしっかりしていただきたいということを要望します。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現状の中では、我々も全体的な中での調査が行われていないという状況においては、やはり不明森林というのはたくさんあります。そういった中で、今、委員おっしゃるとおり、きちんとした中でのシステムが構築された中で、きちんと所有者の状況が分かり、適切な管理をしていただくように促すとともに、やはりできない部分については、今後検討されますけれども、町村の中でできることはどうなのかといったことも今後検討されていくものだと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） 次、6番、室崎委員。

●室崎委員 有害鳥獣駆除奨励というところでお聞きします。

これは、鹿ですね。平成26年度をピークに減少に転じていると言われておりますが、これは北海道全体での話なんですか。それとも厚岸町に生息する鹿の頭数の統計なんですか。

それから、まず、一に考えなきゃならないのは農業被害だと思うんですが、この農業被害については、減少に転じているんでしょうか。このあたりをご説明ください。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 今、委員おっしゃっていただきましたとおり、平成22年、このときにピークとして68万頭の全道での生息推計がなされております。その後、緊急対策期間として、26年まで大体年間12万頭から13万頭前後の駆除、一般狩猟等を含めた中で減少になっておりまして、28年度の推計では全道で45万頭ということで、23万頭減少しているという推計数字にはなっております。

町内における推計ですけれども、なかなか調査等ができない状況にございますけれども、この数字からいうと、厚岸町も減少傾向にあるんじゃないかなという推測は立てられますが、ただし、現状からいって捕獲しづらくなっている状況にありますけれども、目に見えた中で減少していると。逆に言えば、市街地での目撃する件数は増えているという傾向にもございます。

農業被害につきましても減少傾向で、やはり一定の効果がなされておりまして、全道的な中でも23年度64億円をピークにしまして、28年度段階では39億円ということで、かなりの額は減少してきてはおりますけれども、厚岸町においては、いまだ2億円台ということで、農業被害、牧草等の被害については減少傾向にはありますけれども、大きな減少とはなっていないという状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。農業被害に関して、厚岸町内での被害というのは統計をとっていますか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 厚岸町内においても、野生鳥獣被害の被害状況につきましては、特に釧路太田農協さんのほうからの資料等をいただきながら、計算がされておまして、28年度の被害額、エゾシカ被害ということで限定させていただきますけれども、2億7,589万7,000円。前年度、27年度においては2億8,790万7,000円ということで、1,000万円程度減少傾向にはありますけれども、先ほど申し上げた状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。2億7,500万円というような数字が出ている中で、多少の数字の差があっても、これはほとんど変わらないと考えたほうがいいんじゃないかと思いません。

それで、いろいろな方法で鹿の駆除を行っているということも聞いておりますが、一つには、猟友会頼みではなかなか大変だという話も、これは一人厚岸町だけじゃなく全道的に出ておりますが。銃を所持する方たちの高齢化というのは進んでいきますから、なかなか大変だという話も聞いております。

そういう中で、新しいやり方なんでしょうか、モバイル何とかというような、自動車を使ってやるんですか。これらについての効果というのはどのように評価されているか。

それから、前に議会でもって、町内で湖北地区ですか、わなを使ったと。囲いわなというんですか。これが案外効果がありましたという話もあったんですが、このあたりをどのように評価して、今後どのように使っていくのか。その辺について説明してください。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） モバイルカリング事業でございます。モバイル、造語でございます。車で移動しながら目的物、鹿がいたら、その場でとまって撃つと。その間、1週間から10日程度、これは林道内で行われるわけですがけれども、ポイントをつくって、

鹿道を見ながら餌を置いて慣らした中で、一定期間の中で、1週間程度、餌をやってその後駆除を行うといった事業でございます。

道有林内では27年、28年、今年も行われている状況でございます。28年度につきましては35頭ということで高い数字を、29年の24日から26日の5日間での駆除を行っておりますけれども、35頭と高い数字を出していただいておりますけれども、今年においては、1月の30日から2月の中で、5日間の日程で行いましたけれども、7頭ということで、やっぱり降雪状況とかいろんな状況で成果等については難しいのかなといったこともあります。結構大がかりな予算を組んでいただいて、北海道のほうで行っていただいておりますけれども、実態的な中では、ちょっとばらつきがあります。その年によっての効果はなっているところではあります。

そのほかにも、これは国有林、根釧西部森林管理署と連携させていただきながら、これも独自部分で、27年から同じようなモバイルカリング事業を行っておりますけれども、居つきの鹿と言っていいんでしょうか、なかなか人との接触がない中、また、車の音等に敏感だということもありまして、餌には食いついてはくるんですけども、なかなか人が動く日中撃てる時間帯の中で出てくるのが難しく、27年度は1頭、28年度は5頭、残念ながら本年度は、先ほど言ったような降雪状況もありながら、結果的には捕獲ができなかったということでもあります。やはり場所によっての効果というのはありますし、国有林内も、逆に言えば、やはりこれも大きなお金をかけていただきながら除雪等を行っていただいてやっている事業でございますけれども、一部は継続、また、やはり難しいところはハンターさんに直接狩猟で入っていただいたほうが効果が出るんじゃないかなといったことも我々感じているところでございます。

これらについては、今回の実証結果も踏まえながら、先ほど申し上げました釧根西部森林管理署の担当の方ともお話しさせていただきながら、除雪対応には手を挙げさせていただいて、路線開放については、新しい年度についてもお願いをしていきたいというふうに考えております。

それともう一つ、厚岸町のほうで昨年度、28年度に、エゾシカの囲いわなを購入させていただきました。購入段階のときには、要は、餌に食いついた瞬間でもって落ちるといった非常に原始的な仕組みの状況もありましたし、現在設置しているのは、教育委員会の調整を凶らせていただきまして、旧真龍中学校の敷地を活用させていただいて実施をしております。本年度、新たに100万円弱の金額を100%国の補助で、要はシステムを入れさせていただきました。太陽光での蓄電をしながら、モニターで観察すると。我々の携帯から、入った状況においてスイッチを押すと閉まるというような捕獲対応のシステムを導入させていただきました。その結果、昨年度は全く、その場所から300メートルぐらい奥まった場所でしたけれども、結果ゼロでしたけれども、本年、今現在59頭の生体捕獲を行わせていただいております。

今、3月の23日までこの強化期間が終了するという状況でございますけれども、なかなか春先のそういった囲いわなの駆除を行っている道内のケースがないということで、北海道と連携させていただきながら、我々、5月ぐらいまでやってみて、また新たな状況での駆除対応の可能性がどうなのかといったことも試験的に行っていこうかと考えておりますし、幸いにして、北海道と昨年以來、エゾシカ利活用推進事業、捕獲した後に

一時処理者のほうに持っていて食肉加工を行っているようなシステムですけれども、そのシステム構築の中での検討事業を行ったりと。さらには、今年もこの囲いわなについては、道の事業でもってアドバイス等をいただける事業に乗っかることもできました。道内においては厚岸町と広尾町の2カ所でございますけれども、そういった中では、道のエゾシカ対策課との連携できるようなパイプもつくらせていただきました。そういった中で、やはりハンターさんにも一層のお願いはしていかなくやいけませんけれども、こういった囲いわな等の事業も、改めて湖北地区の整備、さらには湖南地区の整備といった中で、場所を増やしていくことも検討していくべきかなということで今考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これといった即効果が出てくる決め手というのはない状態の中で、こつこつやっつけていかなくやならないと思いますので、よろしくお願ひしたい。

それからあと1点だけ、湖南地区で、いわゆる市街地というんですか、お供え山だと思ひますが、そこでの駆除があります。これについては、相当効果が出ているものでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 湖南地区につきましては、11月から12月にかけてと3月の上旬から下旬にかけてといった中で、現在も湖南地区での実施を行っていただいているところでございます。

今年、29年度においては、まだ実施をしている最中なものですから、28年度の実績からいいますと、全体で89頭の駆除になっております。前年等に比べましても、昨年はハンターさん方の努力をいただいた結果としては多くの駆除、目標の100頭に近づいている数値を上げていただいているというところでございます。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。

2目林業振興費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目造林事業費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 4日林業施設費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 5日特用林産振興費。
4番、石澤委員。

- 石澤委員 前回、菌床の未払いの問題が出て、そしていろいろな問題も出てきた中で、生産者団体からの申し入れもあって、いろいろなことが動いていると思うんですが、今どういう状態になっているのでしょうか。（発言する者あり）団体の状況と、それと菌床センターとの販売。

- 委員長（大野委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） キノコ生産者のほうから、厚岸町、町長宛て、それと議会宛てにそれぞれ要望書が出されて、支援を厚岸町も行ってきております。その際に、生産者の皆さんとしては、当面の間ということでしたが、おおむね3年程度、菌床の販売価格を軽減していただきたいということを受けて、平成28年、29年ということ以轻減をとってきてございます。そのときにその3年というのも、その間に生産者皆さんで組織する団体を設立させてという思いもあって、その3年間というお約束をされたようです。町長のほうも、再三、上尾幌におけるキノコ振興策、これについて町も可能な限りの支援をしていきたいという意思是示しているものの、そのためには生産者皆さんが入った組織が設立されないと、行政としても支援は難しいんだということを書いてきておりましたので、そういった生産者の意向も踏まえて、その生産団体の設立に向けた動向を見ながら最大3年間ということ、過去2年間軽減措置をやってきたと。

実は、その上尾幌の生産者の皆様方も、昨年4月ですけれども、厚岸町菌床きのこ生産団体という組織を設立しました。これは、何度も言っているとおり、今、現状9名が町内に生産者がいるんですが、9名の方皆さんが入った生産団体ということでございます。この団体が設立されて、上尾幌のシイタケを普及する、販路を拡大だとか、そういった取り組みをするための動きということで、まちおこし補助金の支援を受けた中で、先進地のほうに視察という取り組みもこの団体のほうで行っております。既にこれは終わりました。

来年度以降についても、具体的な計画を持ってということで、今、最終的な詰めをしているようでございますが、まだまだよちよち歩きの団体でございますので、町としても可能な限り支援していこうと思っておりますし、そういう動きが今動いているということで、町長のほうも、新年度においても、その軽減措置については3年目になりますが、平成30年度においても継続しようということで予算措置しているところでございます。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 その生産者団体には、今持ってらした規約というのがあるんですね。その規約の内容というの、やっぱり町もかかわりながら一緒につくり上げていくということが可能なのでしょうか。それとも、生産者団体の皆さんに任せっきりになるのでしょうか。それはどうでしょう。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 私も手元に団体のほうから資料としていただいております。ただ、あくまでも主体性を持った団体ということで、過度に行政が入るのもよし悪しだと思っっているんです。ですから、規約の部分の、つくるときも、行政は一切入っておりません。

そして、ただ、設立されてから、大体月に1回ぐらいのペースで、この団体は会合を開いております。団体のほうから、これまで大体ほとんどなんですけれども、特別の事情がなかったら、会合に一緒になって、オブザーバーとして入ってくれないかと要請ありますので、そういった声がかかった場合には、町のほうも、私も入りますし、現場の所長、担当の係も含めて、その会合のほうには入り込んで、そして、団体のほうが求めるものに応じて、町のほうもいろんなアドバイスという部分ではさせていただいているところがございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 いろんな話がちらちらと聞こえてはきますのでね、どうしてもキノコ菌床をつくるときの、きのこ菌床センター条例というのがあるんですが、良質なキノコを提供することによりとあって、上尾幌の産業を支えるというふうに出ていますね。それで、そういうのも含めて、今までいろんな他方から来た方もたくさんいたり、やめていった方もたくさんいるようなんですね。地元でやめた方もいますが、やっぱりせっかくきのこ菌床センターを立ち上げて、そして上尾幌の産業というので推進していくということになれば、今度、せっかく今やっている方たちが、皆さんがきちっとお互いの意見を出し合いながらできるような、そういう生産者団体にもなってほしいし、それを支援していく町のアドバイスも必要かと思うので、その点をよくお願いしたいと思いますが。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者言われるとおりの、私どももそのように思っております。そういうふうに、よりよくなる方向に行くように、町もできる限り協力していきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

ありますなら、午後からにしたいと思っております。

昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

224ページ。5目特用林産振興費から進めてまいります。
12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 午前中のところで、キノコの生産者団体のところの話も出されましたけれども、町で補助して2年過ぎたという中で、その中で今、生産者団体、9名いるということですがけれども、例えば、このまま9人全員がそろってないとか、この中でもいろいろな条件があって、1人ですとか2人ですとか脱退するようなことがもしあった場合というのは、これは、あと1年ですけれども、引き続き補助というんですか、そういうのは続けていっていただけるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 厚岸町は補助はしておりませんで、軽減措置という支援を行ってきております。

町長が一貫して言っていることは、全ての生産者が加入している団体ということをおっしゃっていただいております。ですから、今はその状態であるので、そういった支援を30年度も継続するという考えに至っていただきましたけれども、これが仮に1名ないし2名の方が抜けるようなことになれば、町のほうで支援の条件として示していたものは食い違うわけがございますから、そこはまた仕切り直しということになるかと思いません。ただ、その抜けるに至るいろいろな理由というのがあるでしょうから、一概に、ゼロということにならないにしても、基本的には1名ないし2名の方が抜けたとすれば、町からお示しをしていた条件とは異なりますので、基本は、支援については仕切り直しになるだろうと思っております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 今現在、抜けるというわけではないということで話を理解していただきたいと思うんですけれども、ただ、同じ組合、団体の中にもいろいろな考え方があって、いろいろな意見があって、そこで食い違うこととかも出てまいります。そういったときに、こういった生産団体をきちんとつくりなさいよと。誰も抜けることなく、ちゃんと団体を維持していきなさいよということを町のほうで言っているわけですから、やはり町のほうとしても、しっかりと、本当に9名全員の意見をしっかりと聞いていただいて、大事

な団体になるわけですから、町としても、この団体が続けられるように、そして今後とも成果を出すような、そういった団体になるように、ぜひ援助していただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 私どもも、その生産団体の会合にも幾度となく参加をさせていただいております。その際にも、皆さんの前で、あくまでも全ての方々が入った団体でないといけないということは何度も繰り返して言ってきています。これは変わらず言ってきております。ですから、生産者の皆さんもそれは承知していると思います。

キノコ産業を振興させるといったときに、キノコ産業の部分でも高齢化であるとか、後継者対策だとかという部分は同じふうを持っているんですね。そういった部分を補うのにいろんな手だてがあるわけですよ、先進地のほうを見てみると。そういったことを行う際には、やはりみんなのできたそういう団体組織があれば、力を合わせながら、ある生産者の方々の欠けている部分をみんなで補ってあげるだとか、相互援助もできるわけですから、そういった意味では、この団体というのは大事でしょうし、行政から必要があって支援を受けようとした場合にも、こういう団体がなければ、行政というのは支援でき得ないんですね。そういうところもきちんと説明をさせていただきながら、団体のほうには主体性を持って活動していただきたいという思いはありますけれども、生産者のほうからそういう意向があれば、町のほうとしても、できるだけそういう会合に参加するなどして、できる支援については努めて頑張っていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、5目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

226ページ。3項水産業費、1目水産業総務費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目水産振興費。

10番、杉田委員。

●杉田委員 単純に教えていただきたいところがあるんですが、231ページの後半になりますけれども、アサリはさみ漁場回復事業というのは、どういったふうになっていて、どのように回復されるのか、まず教えていただきたい。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） このアサリはさみ漁場回復事業でございます。これについては、アサリ礁ではなくて、よく冬の風物詩で、大橋を渡っていると、下のところで挟んで大粒のアサリをとっている漁があるんですね。あそこのところの漁場の資源を回復するということで、漁場を耕うんしたり、耕すというようなことをしたり、あるいは稚貝を放流したりというようなことを漁業協同組合のほうで行っております。それに対して、厚岸町のほうで、事業費の大体15%を目安に補助をしているというものでございます。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 なぜ回復しなきゃならない、その悪化した原因というのは、まず把握されているんでしょうか。台風だとか、単純に潮の流れとかで悪化したものを回復しようとしているのか、お聞かせください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 原因というのをはっきり私どもも承知しているわけではございませんけれども、ヒトデの大量発生であるだとか、あるいは三角ツブと言われる部分のそういった影響が、これははさみ漁の漁場だけではなくて、厚岸湖におけるアサリ全体に及ぼす影響としてそういうものがあって、やはり一時期から見るとアサリの部分は大分減少してきたという部分があって、その回復事業ということで取り組んできると。

ただ、漁業協同組合からは、年度当初、大体同じぐらいの形でことしもやりたいと来るんですが、実際にその事業を行って漁場の状況を見ると、それほどの資源量の関係からいって、当初予定したまでの事業量まで至らないということで、結果として事業量を縮小しているという状況がありますので、想定内よりは、その影響というのは少なくなっているのかなと思ってきております。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 ありがとうございます。先ほど水質調査の関係で私が申し上げたところとはまた異なるところだと思うんですが、やはり漁協さんで手に負えないといいますか、予算をかけられないような部分、町で支援していただければというか、漁場の回復、改良に可能な限りご支援いただければと思います。よろしく願いいたします。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 水産の部分の漁場というのは難しく、漁業権だとかいろんな部分が絡んできていて、行政が必要があると思っても、独自に入り切れない部分があるんですね。ですから、漁業協同組合の事業主体でなっている部分がほとんど水産部

分って多いんです。それに対して、行政として可能な限りそれを支援するという形になってきておりますので、漁業協同組合としては、限られた漁場の中で漁業者が少しでも生産力を上げるような取り組みということで、新たな漁法であるだとか、漁場改良だとか、漁場開拓だとか、いろいろ取り組んでおります。そういった部分では、町のほうも漁業協同組合と連絡を密にするというか、密接にしながら取り組んできております。

こういった取り組みは沖合の漁業がだんだん厳しくなっている。サケ・マスがそのような形で流し網ができなくなっている。あるいはサンマが、資源が大分減少してきていると。あるいは、イカの部分が減少になってきて外来船が少なくなっているという部分では、やはりこれまで以上に沿岸漁業に対する支援というか、沿岸漁業を振興させるための取り組みをしなければいけないというのは、行政も思っていますけれども、行政以上に漁業協同組合はそれを思って取り組んでおりますので、そういった部分では連携をしながら今後も取り進めていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

8番、南谷委員。

●南谷委員 2目水産振興費ですね。ここで2点、お尋ねをさせていただきます。

まずはじめに、今、10番さん、ヒトデの話がされました。平成30年度も漁協のほうではヒトデ駆除事業に事業費680万円を実施し、そのうち72万円を町が補助されるわけですが、平成29年度、今年もヒトデの駆除事業を、これからもする分があるのかどうかも分からないんですけれども、まずやっておったと思うんです。この事業の実態、それから事業の効果、去年もやったよと、平成30年度に向けてこれだけの事業をやっていこうとしているわけですから、ヒトデの実態というのは近年どうなっているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ヒトデの状況でございますけれども、この事業については、古くから厚岸町も取り組んできておりますが、私も手元にある資料が平成21年からの資料になっているんですが、その手元にある資料の中で一番古い21年では、駆除した量が7万2,778キロということになってございます。そして、この29年度までの間で一番多かったのが、平成25年度で13万5,281キロというのが一番多く駆除されております。その後、26年は7万5,000キロ、27年は1万キロ、28年も1万2,000キロということで、大分ヒトデの駆除量、これは落ちております。それにあわせてこの事業の縮小も行われてきているところでございますけれども、今年度においても、29年度分の実績はまだ手元に来ていないものですからあれなんです、29年度と同じく16万8,000キロ、168トン、これを駆除したいという事業内容の中で要望があって、町もそれに合わせた補助金を見込んでいるところでございますが、近年の実績を見ますと、その10分の1以上少なくなるのかなと思うぐらい、ヒトデの状況としてはいい方向に向かっているのかなと。ヒトデの量というのが少なくなっているのではないかなと押さえているところござい

ます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 ヒトデでもうちょっと確認させていただきます。平成29年度が168トンぐらいをやるということなんですか。30年度なんですか、この数字は。その辺がちょっと。平成30年度の事業は、聞いていると、近年、ヒトデは減少傾向になってきた。けども、29年と僕が今聞こえたものですから、そうなるで大した減っていないんでないのかなと思ったんです。30年度は減ってきているんですけども、これだけの事業をやっていくよと捉えたんですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ちょっと説明が、聞き取りにくいような説明をしてしまったようで。私どもの手元にあるのは、漁業協同組合からまだ29年度分の実績の報告が上がってきていないんです。ですから、29年の数字は、ここでは答弁できないんですが、29年度については、当初予算の中で、先ほど言った168トンの駆除を見込んでいるんです。事業費680万円と。今審議していただいている30年度についても、29年度と同じ事業量168トンで680万円の事業費を見込んでいる状況だということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 事業費は同じだから、恐らく同じだなとは理解をしておったんですけども、ヒトデはある程度、なくなるということはないと思うんですけども、やらないと増えちゃうから抑えていると認識をさせていただきました。

次に参ります。233ページです。233ページ中段に、厚岸漁港若竹第2埠頭休憩施設建設事業949万3,000円ですか、ここでお尋ねをさせていただきます。

はじめに、この事業の概要について説明を求めます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この休憩施設につきましては、今現在、港町にあります休憩施設が、市場の事務所の裏のほうにあります。あの施設というのは、外来船を誘致するということで、外来船の方々が水揚げをして、休憩時間を利用してお風呂に入るだとか、シャワーを浴びるだとか、休憩をするだとかという休息場所ということで整備をしていただいた施設でございます。

現在、今、厚岸漁港が、若竹の第2埠頭のほうで漁港整備が進められております。32年度から、漁港の市場の機能を若竹第2埠頭に動かすという計画を持ってございます。そうなりますと、外来船等々につきましても第2埠頭のほうに着くという意味では、引き続き外来船を誘致するに当たっては、港町にある施設のような休憩施設を若竹第2埠

頭のつけ根の部分、町有地がございますけれども、あの部分に整備をしたいと。あるいは、漁業協同組合のほうからもその整備の要望が上がってきております。

町としましては、今回、当初予算で上げさせていただいておりますのは、その休憩施設の実施設計とボーリング調査の部分でございます。30年度にそういった調査を行って、31年度中に本体を建設して、第2埠頭における供用開始に合わせて、この休憩施設のほうも供用させていただきたいというものでございます。

施設の規模等におきましては、まだ基本計画という部分までしか進んでおりませんが、今予定している面積でいきますと192平方メートルの建物と。港町にあるのは2階建てになってございますが、今、町で検討しているのは、平屋建てということで検討しております。規模的には大体同じぐらいの大きさになるかと思っております。それが2階なのか平屋なのかという状況はありますけれども。

この施設を検討するに当たっては、当然、漁業協同組合の方々とも協議をさせていただいて、いろいろな間取りも検討させていただいた上で、今年度の実施設計のほうに向かっていきたいという状況のものでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 懇切丁寧な説明、ありがとうございました。

32年度から、市場開設に向けて供用開始できる。ちょっと確認したいんですけども、町有地、第2埠頭ということで、つけ根の部分ということは、一番道路沿いのほうになる、出っ張った部分ですか、突出している部分の一番つけ根になるのかなと理解をさせていただいて、その右側なのか、左側なのか、真ん中辺なのか、まだその辺は、今後の課題も、地質調査があるから分からないんですけども、その辺かなというふうに認識をさせていただいて、それでいいのでしょうか。

それから、当然、港町から若竹のほうが、私個人的には、向こうのほうが、市場に近いほうが、利用する人にとっては便利だなと捉えるかもしれないんですけども、今まである施設を、港町にあるわけでございますが、貯水庫とか、そういう施設とか、市場の関係の船の流れというんですか、荷揚げ後の外来船の係船位置とか、そういうものも考慮されて、よりベターなのがここだったんだと理解をさせていただいた。その辺の話というのは、いかがなものでしょうか。

それからもう1点なんですけれども、現有施設、港町はこの施設、将来向こうに移るわけですから、将来どうなるんだろうなど。この2点についてお尋ねさせていただきます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） まず最初に、場所でございます。質問委員言われた場所として、昨年、サケ・マス対策で、漁業協同組合があそこの若竹第2埠頭のところに冷凍施設を建てました。それよりも陸側のほうが、あそこも町有地の部分で、漁港の土地利用目的からも、漁港休憩施設を建設する場所ということで当初から想定して、用地を確

保している部分でございます。その場所に建設をするという予定でございます。

それと、現在の港町にある施設。当然、質問委員言われるように、こちらのほうで不用になるという部分はないと思うんです。当然、少なからず利用者はかなり激減すると思います。

主に、やはりイカが多いわけですね。イカというと滞在時間が余り長くないという部分では、やはり水揚げをして短時間の中で体をきれいにするだとかという、そういった休憩施設の必要性があるという意味では、漁業協同組合のほうからも、ぜひ若竹のほうに建設をしていただきたいという要望も受けております。

あの施設もまだまだ使える施設でございます。ですから、若竹のほうにこの施設を持っていくからといって、現有の施設を廃止して使わせない状況にする、あるいは、解体をしてしまうだとかという計画は今持っておりません。引き続いて、あの部分はあの部分でまた活用されるものだと今思っております。ただ、今後、漁業協同組合のほうと、当然この施設については、管理だとかの部分については漁業協同組合さんのほうにお願いをしないといけない施設だと思っておりますし、そういったものを前提としながら、漁業協同組合とも協議をさせていただいております。そうしたときに、この港町の管理の部分を引き続いてまた漁業協同組合さんのほうにお願いしたいと思っておりますけれども、そういった詰めも含めて、32年供用開始に向けて、そこら辺も含めて、さらに検討を漁業協同組合とさせていただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

232ページ。3目漁港管理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 5目養殖事業費。

（な し）

●委員長（大野委員） 238ページ。6目水産施設費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、242ページ。6款、1項商工費、1目商工総務費。
6番、室崎委員。

●室崎委員 ここで消費者保護というんですか、それについてちょっとお聞きします。

厚岸では、この1年、オレオレ詐欺だとかの被害というのは、被害に遭われたといえますか、それは出ていないというふうに聞いていました。それであれば大いに結構ということなのですが、ただ、妙な電話が来たとか、そういう式の話は随分ありますよね。妙なはがきが来たとかね。

それで、電話でばあちゃん、俺だよというのが、いわゆるオレオレ詐欺ですね。それだけでなくいろいろなものがあるようですが、それを抑えるために電話、受話器を取って話を始めようとする、この電話は全て録音されておりますというアナウンスが流れるという話、前に議会でも出ましたが。それで、何かそういう機器があつて、これをどの範囲にするかは別として、取り付けを進めるといふようなことで相当具体的な検討をなさっているという話をちょっと聞いていますので、それについてご説明いただきたい。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今、ご質問者おっしゃられたオレオレ詐欺まがいの電話があつた場合に、本当の機能のある電話として、これから通話する内容については録音しますというのは、本当に録音する機能のついている電話もあるんですね。今回ご質問者が言われたのは、本物ではなくて、そういった音声を流すことによって、相手に警戒させる、悪いことをさせないようなことをするという仕組みのものでございます。

それについては、厚岸町消費者被害防止情報連絡会議ということで、町内の消費者被害を防ぐための関連する組織の方々皆さんに集まっていた中で、こういったものがあるという、その構成員の方からの情報をいただきまして、町のほうでそれを先進的に取り組んでいるところで確認させていただいていただきまして、それについては、やられているところは県単位で限定的ではあるんですけども、やられたと。やった結果、そういったものを流した場合に、抑止的な効果を発揮した報告が寄せられているということが確認できました。

そこで厚岸町においても、そういった電話というのは、あつたというのは報告があります。幸いにして被害はここ数年ないわけでございますけれども、いつそういった状況が本当に起きるかわかりませんので、今、考えているのは、消費者行政推進ということで、これは道の補助金をいただいて進める事業でありますけれども、その中で、全世帯にはちょっといかないと思っておりますけれども、主に高齢者の方々向けに試験的にそれを配付して、抑止の効果みたいなのを確かめたい。確かめたいというか、効果は出るんだと思っておりますから、そういうことを進めたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 大変前向きな話なんで、ぜひ、実現させてもらいたいと思います。

今、答弁者もおっしゃっていたように、一遍に全世帯というのは無理だとしても、例えば70歳以上からのひとり暮らしとか、そういうような一番狙われやすいところから先にとというのが実際的でしょうね。そういう点でもよろしくお願ひしたい。

今まさにおっしゃったように、オレオレ詐欺まがいのという言い方をした。いろんな

手があるようですね。そして、イタチごっこみたいですね。それだけに、この妙な電話にひっかからないようにという意識を常に持ってもらわなきゃならないですね。これは、し過ぎるということはないと思いますので、こういうものについては十分注意を払ってくださいと、こんな例もありましたよと、それだけに限りませんよということについての広報は、今も防災無線なんかでもって流れたこともありますし、大変いいことだと思っていますが、これをぜひ続けていただきたいと、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今、先ほど申し上げました厚岸町消費者被害防止情報連絡会議、ここの中で、警察署も入っていただいておりますので、結構そこにはそういったたぐいの情報がかなり集中的に入っております。ですから、あと釧路市の消費者相談の相談員の方ですね、そういったところにも情報ありますし、構成員の方々も情報を持っている方もいらっしゃいます。そういった方々から、こういったことが最近惹き起こされるという情報が来たときには、ご相談申し上げて、防災無線、それから情報告知端末などで速やかに流して、未然防止に努めております。それと構成員の方々にも情報を流しておりますので、その方々の情報網の中でも連絡をとっていただくと。それから、町の広報誌でも折に触れて、こういった消費者被害まがいの手口があるよというの、今後とも町民の方々にお知らせした中で、未然防止に努めていきたいと思っております。

また、いろんな抑止の方法はあると思っておりますので、そういったことの手法についても今後検討してまいりたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、1目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

244ページ。2目商工振興費。

3番、堀委員。

●堀委員 中小企業振興ということでお聞きします。

一般質問で、大変時間がなくて尻つぼみになってしまっていて、大変申しわけなかったんですけども、最後に、地域未来投資促進法に係る計画の提出をどう考えているんだといったときには、理事者側のほうからは、北海道と一緒にやっって国のほうに提出して同意を得る準備を進めているんだということを回答として受けました。それで、その後に町としてやれることとして、税条例の改正を受けた中で、固定資産税の減等の措置を考えていますということだったので、本来、2回目、3回目と聞ければ、そこら辺、詳しく聞けたんでしょうけれども、ちょっと時間がなかったものですから、今ここでちょっと確認ということでさせていただきたいんですけども。

とにかく税条例での75%の減収補填が国のほうから3年間されるという制度にのっかることができるものなんですけれども、これは、大体今の予定ではいつぐらいの税条例の改正があって、施行がいつからといった中で、対象がいつからの固定資産という投資に係る固定資産の減収を考えているのか。また、当然、国のほうで減収補填というのは75%ですから、100%じゃないんですね。といったときに、残りの25%分がどうなるのか。その分の減収は、市町村のほうの税条例の改正の中で、市町村が見ていくのか、それとも、納税者のほうが減額された金額を納税するようになるのかという、どのような考えなのかを教えてくださいたいと思います。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者おっしゃられる部分については、一般質問を受けての引き続きのご質問ではございます。

それで、対象となる事業の設備投資があった場合に、いわゆる固定資産税の3年間の減免、これについては、まずは係る町と、それから必ず都道府県が一緒になって国の承認を得る必要がありますので、厚岸町の場合は北海道と今協議中ではございます。これは答弁したとおりでございます。

そこで、一緒に出した段階で、この国に対する協議書が承認になった後に町のほうで動きたいと考えています。ですから、答弁の中では、30年度中にとお答えしておりますけれども、それはいつかということについては、できるだけ早くとは考えたいと思います。あとはこの制度にのっった形で進むわけなんですけれども、ということは、早ければ、固定資産税の課税の基準日は毎年1月1日でありますから、多分、これから始めて、大規模な、事業所自体も実は計画をつくらなきゃならないんですね。計画をつくって国の承認を得て、補助金を受けて、整備してということになると、多分、今度の課税までには間に合わない可能性のほうが大きいかなと思っています。というのは、牽引事業ですので、結構ハードルは高いんですね。そのかわり支援は厚いということでもありますので、そのあたりは対応する商工会とも相談の上、あとは北海道と、北海道経産局との相談もでございます。そのあたりを経て、できるだけ早くそういった対応をしたいと思います。

それと、制度上の話なんですけれども、普通は固定資産税を減免すると、国では一切の措置ありません。というのは、町税の減免ですから、独自に減免する場合は国の制度は、支援措置はないんですけれども、今回の場合は法律に基づくものですので、75%の支援というのは、補助金が来るわけじゃなくて、普通交付税の算定上、これは課税したものとみなして、基準財政収入額から差し引くということなんです。そうすると需要額のほうが残りますから、普通交付税が75%分減らされないで済むという制度なんです。

それで、残りの25%は、これは制度上、国は75%面倒を見るので、残りは関係する市町村が、そこは負担してくださいよということに必然的になると思います。そういう制度でございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 国も新産業とか、成長産業に対しての投資をより呼び込もうといった中でつくられてきた制度でもありますので、当然、今すぐというわけじゃない。事業所にしても、やはり当然事業計画があるわけですから。そういった中でも、できるだけ優位な制度なんだというものを、商工会なども通じた中で流していただいた中で、将来における未来投資を積極的にされる意欲ある事業者への喚起を、町のほうでもしっかりとやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今、北海道と中身を詰めて、国に協議を求める内容の中には、その地域で新しく取り組む事業所を支援する体制はどうなっているかということも報告することになっておりまして、その中の組織としては、町はもちろんなんですけれども、厚岸町商工会、それと厚岸町内にある金融機関という位置づけにさせていただいています。そこで、この協議書を整える段階では、もう既にその二つ、正確には三つになりますね、機関とも十分な協議をしております、特に商工会のほうでは、この厚岸町の積極的な姿勢を評価していただいております、係る事業所へのあっせんというんですかね、そういったことを積極的に進めたいという申し出も受けているところでございます。

ただし、非常にハードルは高い。支援も厚い限り、ハードルは高いという内容でございますので、そこはこれから未来への投資ですので、チャレンジしたいという状況の中であつたものでございますので、進めたいと思っておりますので、町としてもそこは支援する体制をずっと維持した中で進めさせていただければと思います。

●委員長（大野委員） ほか、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

246ページ。3目食文化振興費。

7番、音喜多委員。

●音喜多委員 食文化振興費で、味覚ターミナルの計上のことでちょっとお尋ねしていきます。

ここ一、二年、味覚ターミナル、観光客の入り込みもあって営業がいいという株主総会の報告もいただいております。そういう状況から踏まえて、今年というか29年度あたりも、どういう状況にありますか。その辺、まず伺います。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まず、道の駅としての入り込みの状況でございます

けれども、これについては、最近、伸びてきている状況でございます。それで29年度においても、対前年同月比ではほとんどがプラスと。入り込みが増えているという状況にはございます。それに比例して、売り上げについても同じく伸びているという状況にはございます。これは、釧路管内的にいいますと、伸びているところもあるけれども、減っているところも実はあるんですね。ですから、道東道が延伸になったからといって、純粹にいろんなところに満遍なく観光客の入り込みが伸びているという状況にはございません。

そういった意味では、コンキリエでは、昨年度、オイスターバーलということで、2階に遊んでいたスペースを改修いたしましたして、今そこも非常ににぎわいを見せているという状況でありますので、入館者の受け入れ、それと売り上げについても、そこも貢献しているという状況ではございます。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 いいことづくめというか、皆さん、町の人もいいんだねと見ています。問題は、指定管理者として委託をしていますから、あの建物も町のものであり、また、株主のものでもあるわけですけれども、町としては、最低のことはしてあげなきゃとか、運営していかなきゃいけないわけですけれども。いい、いいと言いつつながらも、味覚ターミナルみずからがあの営業の中で、株主に還元したあれでもないし、みずから営業で稼いだ、正直言ってお金ということになるわけですけれども、それでやった事業というのは、町民に見える形で返されるというか、そういうふうにとめなきゃいけないと思うんですが、そういう事業は、28年、29年でやったものが、大きく旗を振ってやったものは何かということを知りたい。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 味覚ターミナルみずからが29年度で行ったというのは、先ほどお答えした中に一つありますけれども、オイスターバーलというコーナーを設けたということですね。ただ、これは、施設の改修は町費をもって行ったということで、これは今までと同じ手法でとらせていただきました。

それ以外にコンキリエみずからでやっているというのは、実は、体験観光というのはみずからやっている分野になります。これは、昨年度は、厚岸ウイスキーをつくっている厚岸蒸溜所、ここの見学ツアーというのを体験メニューの一つに追加して、みずから募集して、そこのご案内をして、コンキリエで食事をしていただくということで、募集から企画、実行まで行っております。

これについては、非常に道外の方の反応もありまして、実際に直接厚岸に来られて参加した方もおられます。そういったことでは、町で用意したものだけでなく、コンキリエ独自でもそういったことに積極的に取り組んでいるという状況でございます。ただし、それは、まだ去年試験的に始めたばかりでして、大きく売り上げに貢献するという状況にはありませんけれども、非常に情報の発信の仕方、いわゆる厚岸ウイスキーとい

う部分との組み合わせの中では、大きくアピールできた一つではないかなと考えてございます。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 今、体験ツアーなんかをお話しされていますけれども、すると今の報告では、コンキリエそのものの営業はいいけれども、その営業で得る利益というのは、こういう町のPRを兼ねた体験ツアー等で相殺して消えてしまうというか、いわゆるプラスになる部分はないということなんでしょうかね。そういうことになるんだろうと思うんですが、要は、町の人方は、これは会社の経営のほうに口を挟むようなことになるわけです。町民も株主でもあるけれども、会社の中には歴然とした違う株主がいるわけですが、そこに経営上の口を挟むようなことなんですが、景気がいいというか、コンキリエの営業がいいという割には、みずから自助で経営しているというか、努力してやっているものは何なのと。そういうふうに町民の人は見えないというか、景気だけはどういうか、入り込みはいい、あるいは経営はいいといっても、町民から見ると、さほどコンキリエから受ける恩恵的な話というか、そういうあれは全く見えないと。今お尋ねすれば、まだコンキリエみずからがよちよち歩きの状態で、そこに資金を投資していると思わざるを得ないんですが、そんな状況なのかということを確認というか、感覚としてはそういうことだということでもいいんでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 道の駅を運営しているのは、第三セクターである株式会社味覚ターミナルでございます。公的な組織として運営していただいているわけですが、その中で意識して行っているのは、仕入れるものについては極力地元のものという意識で行っております。現在、平成29年度のまだ1月までの数字でございますけれども、地元の調達については約1億2,000万円、取引している事業所数は43ということで、こういった方々には恩恵は行っているのかなと思います。

それと町民に対する恩恵でございますけれども、毎月1回、オイスターDEナイトということで、コンキリエとしては、ナイトですから夜もあけているわけですが、主に町民の方々を意識して催しているものでございまして、この日は料金設定を安くして、町民の方々に広く利用していただきたいという趣旨で行っているんですけれども、開催する日はいつも超満員という状況で、非常に支持を受けているという状況にもございます。

あと、コンキリエとツアーの関係なんですけれども、コンキリエに来たツアーは、漁協の直売店にも流れているツアーを、最近は意識して行っております。コンキリエでは食事をするだけけれども、直売店では生鮮物の発送だとか、お土産の購入だとか、そういったものが主に行われてございまして、役割分担が上手に区分されていると。これは日ごろから町も入りまして、連携をとって、観光プロモーションなどでも中核的な存在として行っておりまして、厚岸に来ていただいた場合はコンキリエに立ち寄っていただい

て、直売店もあります。それから、おいしい飲食店がほかにもありますとか、いろんな情報を提供させていただいているんですけども、そういったことで、コンキリエに来て、あとは町内でいろんな楽しみを、食べる楽しみ、見る楽しみだとか、体験する楽しみだとか、そういったことをアピールして、町内に広くその恩恵が行き渡るように努力しているつもりでございますし、これからもそういったことを主にアピールしていきたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 この20何年間、まちの品物、町も含めてPRするために、かなり投資してきているわけですね。社長が目の前にいらっしゃるわけですけども、黒字、これで3年ですか、続いてきたというか。そういった中で、やはり内部の蓄積もこれは大事だろうと思うんですが、やはりみずからコンキリエとしても努力していますというか、そういう、例えば建物を改築するにしても、あるいは補修にしても、これは町の財産ですから、町からも出さなきゃならない部分もありますけれども、みずからいいときに蓄えたものというか、どの程度残っているのか定かではないです。何千万程度だろうと思うんですが。そういった小規模な事業でも、みずからやっているんだということがアピールできないのかと、町の人はずそう思っているんですね。苦しいときは頼む、頼むということになるんだろうと、町に。しかしながら、努力して、いいときぐらいは何かみずからやったらどうだろうと。そうあってしかるべきではないのかというご意見をいただくものですから、その辺は、この機会に町長に、社長にお尋ねさせていただければありがたいと思います。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狹町長） ご指摘がありましたことについて、答弁をさせていただきます。

味覚ターミナルコンキリエ、株式会社であります。そういう中で、黒字であるということは大変好ましく、うれしく思っておるわけであります。

そういう中で、私は、コンキリエの役割、町における位置づけ、極めて大きいと思っております。といいますのは、コンキリエが繁盛することによって、町における波及効果というものが極めて高い、そのように感じておるわけであります。観光のみならず、地域産業の振興、発展に大きく貢献をいたしておると認識をいたしております。カキのブランド化も、やはりコンキリエの影響であろう。また、今、農協でつくっております「極みるく」、またはアイスクリームも販売をいたしております。極めて評判の高い商品ということになっておるわけでありまして、そういうPRも大いに行っておるわけであります。さらにはまた、厚岸町の物産、先ほど担当の課長からお話がありましたけれども、これも大繁盛であります。

そういう意味におきまして、コンキリエの経営というものが波及効果が大きいという認識の中で、ただコンキリエが黒字になればいいんだということではなくて、厚岸町の経済も応援し、支えていくんだというような気持ちで、それぞれの厚岸町の発展のためにコンキリエがあるんだという認識でやっておりますので、このことにつきましては、町民も近年は深い理

解を持っているのではなかろうかと、そういう認識を持っているわけでありまして、さらに厚岸町発展のため、また、経済の活力ないしは厚岸町の大きな情報発信基地として、これからもしっかりと運営をしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 いいときばかり続けばいいですね。こうして続くようになったというか、ここまで持ちこたえてきた、大変なときもあったというか、そういう経緯を乗り越えて今日まで来たわけです。コンキリエについてはいろんなことを言われてきたわけです。議会でも議論をしてきた。そういう中では、町の人が相当注目をしてきたというか、今いいから、それに謳歌していればいいということにも、この先どうなるか分かりませんが、この先さらによくなるように、今、スタッフ含めて努力している最中だろうと。そうあってほしいと思う。

そういう中で、やはり関係者のみとは言わず、町民に広くというか、さっきオイスターDEナイトは、夜なんかの月1の町民還元セールみたいなことをしてはいらっしゃるけれども、まだコンキリエの位置づけが町民にあってしかるべきのいいものというか、価値のあるものだという認識をもらうために、もうちょっと町民向けのそういうポーズをとるというか、そういう体制も必要でないのかなと私は思うんであります。

今いい、周りの関係者がいい、それだけではやはり、どこの企業もそういうことになるのかもしれないけれども、これはやはり出発の時点から見れば、厚岸町の町民のかさ上げ、産業のかさ上げ、そういう目的があって今日まで努力していただいていたのでありますので、そのことは忘れないで続けていただきたいなと思っております。そういうことをお願いして、終わります。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） コンキリエは、やはり食文化、情報発信基地としてのスタートであります。その辺、何といいましても、やはり多くの顧客に利用されなければならない。やはり信頼関係であります。その中でもやはり厚岸町のコンキリエであります。町民から愛されるコンキリエでなければならないことは当然のこととございまして、おかげさまで、運営努力が功を奏しまして、今ではツアー客が大変、バスが毎日1台、2台来ております。そういう団体客も大勢来ておりますので、厚岸のものはおいしい、厚岸のカキは本当においしいなというような中でお帰りになり、またこれがPRとなって厚岸の大きな宣伝効果にもなっているということでもなかるかと思っております。

さらにはまた、厚岸は何といいましても、冬の行事がございませぬ。そういう中で、コンキリエと民間が考えまして、「カキDEござ〜る」というのを2月に行っておるわけでありまして、これまた非常な評判を受けておるわけでありまして、このように民間とともにやはりコンキリエも歩いていかなければならない。さらにまた、今ご指摘にありましたとおり、知恵を絞りながら、英知を出し合って、なお一層魅力あるコンキリエになりますように努力をし

てまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

ほか、3目ございませんか。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 電動アシスト自転車の購入というのは、ここでもよかったですよね。町政執行方針の中にも書かれていますけれども、今年度、電動アシスト自転車5台購入をして云々とありますけれども、町内周遊観光ということで、このコースというんでしょうかね、どういったところを周遊するのか。また、案内ですから、ガイドさんなんかも付かなきゃいけないかなと思うんですが、その辺について中身を少しご説明をお願いします。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今年度新たに取り組みたいと思っている一つに、電動アシスト自転車を配備して、観光客の方々に町内をゆっくりと回っていただいて、厚岸町のよさをまず体験していただくと。厚岸の滞在時間を長くとっていただいて、長くとるということは食事その間に挟まるだろうと。新たな発見もあるし、よいところもまた体験したら、町外に発進していただけるのではないかと考えまして、とりあえず5台導入したいと考えています。

能力としては、できたらあやめヶ原まで行っていただきたいなと思っています。ですから、そこまで行って帰ってくると、もうかなりの、もう半日以上のコースになるかなと。例えば、北のほうだと太田の酪農地帯を見ていただくとか、普段だと見れないような、車のスピードだと気づかないようなところに行ってください。例えば、こちらからだと海岸線のコースも、床潭末広間道路は大型バスが入れませんが、自転車ならまだ行けるとか、そこから厚岸小島と大黒島を眺めるとか。それが早朝に行ったら昆布の出漁風景も見れるでしょうし、それを見たいとなると泊まって、じゃあ、行くかとか、そういうことも考えられる。

今年度は試験的にと考えていますので、予算を可決いただいてからになりますけれども、大ざっぱには考えているんですけども、まだきちっとしたルート設定だとか、そういうことまではしていません。いろんなことを試したいと思っています。余り欲張りすぎると評判を落としてしまいますので、少しは緩やかな状態から無理なく始めるのがまずはいいのかなと。簡単に言うと、漁港の施設の中を回るとか、そういうことも考えられますし、何気ない普段の我々の営みが意外と観光客に受けるということも分かりました。この間、漁師の方々が試験的にやったんですけども、漁師の朝ご飯を食べる散策というのを実はやったんです。役場をスタートして、厚岸大橋を渡って、奔渡のほうの海岸沿いを行って、漁師の食事を食べようやって。意外とそういうのが観光客に受けるんだということも我々に伝わってきていますので、そういった中で、こういったこと

が受けるのかというのを、この自転車のツアーを通じて試してみたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 普段とは違う目線でいろんなところを見るというところで、ぜひ、実施していただきたいなと思います。

それで、自転車ですから、その自転車が大人対象なのか、子供対象なのかというところもあるかとは思いますが、やはり心配なのは、観光している間の、例えば自転車で転んだ、あるいはどこかにぶつかった、そういった場合の事故というものもあるかもしれないということで、そういったことに対する対応ということもしっかり考えていただきたいと思うんですけれども、その点についてはどう考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ちょっと1回目の答弁で言い切れなかった部分がありました。申しわけございません。

電動アシストの自転車を使った体験観光メニューというのは、これはコンキリエのほうにやっていただきたいと考えております。それで、コース設定を考えて、案内する人もつけたいと思っています。案内することによって、感触、参加した人の意見もストレートに聞けますので、そのときの雰囲気だとか、反応だとか、そういうのも確認できると思うんです。

それと事故の対応なんですけれども、自転車で走る場合に危険な箇所というのも町民課のほうで調査されていますので、そういった情報をいただきながら、警察のほうにもこういったツアーを行いたいというのをきちんとご相談した上でやりたいと思っています。それと事故対応のためには、当然、保険加入を義務づけるということも当然考えております。そういったことで、できるだけ危険回避をしながら、楽しい観光メニューとして継続できるように考えていきたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、先へ進みます。

4目観光振興費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 観光振興費の一番最後のところに、アヤメ保護・育成というのが出ていますが、これはもう相当になると思いますが、あやめヶ原のアヤメの保護ということで、ずっと続けてきたものを大きくやり方というか、考え方を方向転換しましたよね。その

後、どのように進んでいるのか。お聞かせをいただきたい。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） あやめヶ原の保護対策としては、考えているのは、一つは、馬を放牧して、その予算もここの中に入っているんですけども、放牧して、馬はアヤメを食べないで雑草を食べるという性質がございます。アヤメは日陰になると生育不良を起こしますので、雑草がアヤメよりも成長してしまうと、だんだんアヤメが衰退していくというのは、過去の例からも明らかになっておりますので、その部分は継続して行いたいという予算を盛り込んでございます。

それと、ご質問者おっしゃられた植生のほうの調査のことを指していると思うんですけども、イワヨモギという、これも貴重な植物ではあるんですけども、これがある程度の大きな固まりになって、あやめヶ原の生育を阻害してはいないかという心配が惹起されておまして、その植物の専門家の方々の大学の先生とご相談しながら、毎月定点観測して、その生息域が広がっているか、イワヨモギのですね。それによって、アヤメの生育の状況を阻害しているかどうかというのをずっと調査してまいりました。10年ほど行っているんですけども。せんだって、その状況を、専門の先生方を交えて、この協議会の中で、ずっと今までの定点観測の報告をさせていただきました。その結果、先生方のご意見は、現状ではイワヨモギの生育に変化は見られない、なおかつ、アヤメに影響をもたらしている状況もないという状況を確認していただきました。

それで今後の展開なんですけれども、今までは毎月調査していたんですね。それで、これまでやってきているのであれば、毎月調査しなくてもいいのではないかとおっしゃっていただきました。ただし、調査は、中止はしないと。例えば1年に1回だとか、例えば最盛期の時期に定点観測だけを進めるだとか、その状況については先生に逐一報告して、アドバイスを受けながら今後も観測を続けていきたいと思いますということになっているところがございます。

ということで、今まで心配をしながらはいたんですけども、アヤメの生育の状況については、阻害する要因は今のところ見当たらないということで、あとは季節の天気の影響によって、花が見事に一斉に咲くだとか、いろんな変化はありますけれども、今もって全国に誇る原生花園である。今後もそういったことが担保されるように努めてまいりたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。要するに、土質を変えてしまうとか、そういうアヤメの群落が勢いをなくしてしまうような妙なこと、いじりさえしなければ、今の状態をずっと維持できるということの目途がついたということですね。それは大変喜ばしいことなので、今後ともよろしくお願ひしたいと、そういうことでございますが。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今のところ、両方、それ以外にも植物はありますけれども、あのエリアの中で共存しながら生育が成り立っているんじゃないかなと。バランス、いわゆる、いろんな生物のバランスの中で今の景観が担保されていると思いますので、これからもその保全については努めてまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 253ページ、桜保護・育成、38万8,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

謝礼金20万円、それから、厚岸桜の木保存会のほうに13万円の助成をしております。それぞれこの内容について確認をさせていただきたい。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まず、謝礼金の20万円でございますけれども、松前町の松前城公園を見事に桜の名所にされた浅利先生という方がいらっしゃいまして、この方に、子野日公園の桜を中心とした厚岸の桜の保護・育成についてのアドバイスをいただくということで、ずっと先生のご指導のもと、厚岸町では桜の保護・育成に努めているところでございまして、この先生にお支払いする謝礼でございます。

それと旅費については、桜・牡蠣まつりのときに先生に来ていただいて、花の見ごろのときにまた先生に植生の変化、それから今後の保護についてのアドバイスをいただいたり、それから、子野日公園でのまつりの期間中の桜を見る観桜会というのを主催していただいて、先生に現地でいろんなお話をさせていただくという催しもしているところでございます。

それから、厚岸の桜の木保存会は、これはご存じのことと思いますけれども、長年、厚岸町の桜の保護・育成に取り組んでいただいている組織でございます。春にはこの会の方々が出てきていただいて、桜・牡蠣まつりまでの公園の管理なんかのお手伝いとか、それから桜の木の移植とか、いろんな面で、いわゆる労力奉仕をずっと長年にわたって、何十年もしていただいている組織でございます。ここについても、去年と同じく13万円の補助金を計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 本町の花はヒオウギアヤメ、木がオオヤマザクラということで、厚岸町の木に掲げておるわけですが、この何年間も桜の木の保護・育成については全く同じような計上でございます。確かに桜の木、子野日公園のほうに、次の目で870万円ほど人件費と維持管理費、運営費に使っております。実際には、子野日公園に桜がたくさんあるわけですから、この38万8,000円だけではないと思います。あそこで一生懸命管理されている皆さん、本当に清掃も含めて維持管理に努めておられる。本当にまじ

めな方だなと感心しておりますし、この38万8,000円だけのお金ではないんですけれども、毎年同じような計上でございます。

私が思うには、厚岸町の桜といたら、本当に昔からありました。でも、残念ながら、町長の家の前含めて、道路にも桜の名前がついているんですけれども、全然進展がないんですよ。老木がないというかな。古い木がない。古くなったら切られてしまって終わりなんです。そういう意味では、やはり抜本策というのは必要ではないのか、私は考えるんですけれども、今回の予算の計上に当たっても全くそういう議論というのはなかったんでしょうか。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者おっしゃられる心配の向きは、行政側のほうでも持っておりました。というのは、ご指導いただいている浅利先生ももう80代でございます。それから、職員時代から子野日公園の管理をしている職員も今70代。まだまだ元気と兩名おっしゃられますけれども、いずれ現場から離れる時期が来るのではないかなと思っているところでございまして、やっぱり人材の育成というのは、いわゆる桜を保護・育成する人材の確保というのは、町にとっても課題であるなと思っているところでございました。

そこで、30年度で採用したい協力隊の活動内容に、桜でまちを盛り上げ隊という、ちょっとしゃれも含んでいるんですけれども、そういった活動を求める方を1人求めたいというふうに考えています。ただ来ていただくだけでなく、ある程度の経験が必要です。そういった意味では、きちんとした木への育成の管理をできる樹木医という資格があるんですけれども、できれば樹木医の資格を持って経験のある方、こういう方がベストです。ただ、樹木医を持っている方というのは全国で少ないんですね。そこで樹木医になる前の樹木医補、こういった資格。これは、専門の学校を出ている方はこの資格を与えられるんですけれども、あとは実務経験があれば樹木医になる試験資格を得られます。こういう方を採用させていただいて、今、子野日公園の管理をしている職員のもとで実務経験を踏む、それから浅利先生のご指導もいただく、そういった状況の中で厚岸の桜の保護・育成に当たっていただく。

それと考え方としては、昔の桜並木の再生ができないかと。いわゆる子野日公園だけでなく、街路に咲く花だとか、家庭の庭に咲く花の保護・育成のアドバイスもしていただけないかなと。ちょっと欲張りな考えでありますけれども、やっぱりそこを昔の写真にあるような、厚岸は桜でいっぱいだねというのを意識しながら活動していただくと。そういった方を採用して、今後新たな桜でもっとももっとまちがにぎわう、町民の皆さんも喜ぶような活動展開にしていければと思っているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 大変心強い答弁をいただいたんですけれども、予算書を見ただけでは、全くこの38万8,000円の数字からは受けとめれなかったんです。正直なところ。やはり桜の木、

前にも一般質問をさせてもらった経験があると思うんですけども、1年や2年では、私の代ではないかもしれない。でも、やはりきちんとそういう手入れなり、そういうことに費用対効果をすぐ求めないで、毎年継続していかなければ、私は、厚岸のまちに桜はやがてなくなってしまいうんでないのかなと思います。現に、梅香町は、桜が本当に悲惨な状況にあります。僕ら、子供のころありました。正直言って。でも、道路の舗装化とか、いろんなことをやってきて今日に至っておるわけですから、来年以降、ぜひ、そういう人、人材を確保して、急なことを求めなくてもいいですから、やはり将来につながる、桜の木に対する投資をしていかなければならないと思います。そういう意味では、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 厚岸のシンボルである桜でもございますし、町民のいろんな意味でのよりどころ、世代を超えて愛されてきた桜でございますから、今後に向けても、保護だけでなく振興に向けて鋭意努力を重ねていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、4目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、先へ進みます。
5目観光施設費。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、258ページの7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目土木車両管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目土木用地費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目地籍調査費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。
6番、室崎委員。

- 室崎委員 先日、相当の大雨が降りまして、JRは2日にわたって運休となりました。そのときに町内でも道路の不通箇所が何カ所か出たようですが、それについて、簡単で結構ですから説明してください。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） お答えいたします。

金曜日、ちょうど先週ですか、先週金曜日、朝から雨が降りまして、町内至るところの、まず市街地においては、縁石側に雪の山があったものですから、雨をのむ雨水ですが埋まっていたということで、まずはそこから作業を進めています。また、大雨が降れば、厚岸町内でも浸水のおそれがある箇所、これについては、道路パトロールを行いながら、事前に排水を掘ったり、要は水の流れをよくする対策を講じてまいりました。

夕方近くになりますと、旧尾幌1号川、門静で、太田門静間道路の脇の川でございますが、気温的に暖かいということと、川や谷地部分に相当の氷や雪があった。それと同時に雨が降ったものですから、河川の増水が夕方から始まりました。その際に、河川部分で凍っていた雪、氷、これが雨と一緒に下流側に流されていったと。新しく造ったホマカイ橋、その付近にこの砕かれた雪、氷が河川上に堆積する状況、心配もあったものですから、川の流れをよくするために、まずは機械を入れて、氷や雪の撤去を行ってまいりました。

しかし、雨はやんだものの、上流域で、要は雨が降ることによって、この場所でやんでも3時間、4時間後に、またその大量の雨水がその川に流れ込んでくるというのが川ですから、夜の8時過ぎですか、川が増水し、あふれて、まずは町道の太田門静間道路を通行どめ。門静から坂を上った太田までの通行どめをやっています。またさらに水位が上昇して、今度は国道44号まで、門静の市街地、道路が冠水したものですから、今度、開建の維持をされている業者が現場のほうに来て、開建と協議を行って、通行どめをしたと。結果的には、国道44号については、明け方5時ごろに交通開放を行ったという状況です。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 まず、国道44号ですが、何年か前にも大雨が降ったときに、国道44号がまるで、門静から尾幌までの間が大きな沼のようになって通れなくなったですね。今回はそっちのほうじゃなくて、門静の市街地で冠水ということなんですか。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 平成26年でしたっけ、記録的な大雨が降ったときには、門静市街地と門静から尾幌方向に行った村上石材、その前も道路が冠水したということで、前は2カ所。今回は門静市街地の1カ所ということです。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 門静市街地のあそこは低いところなんですよね。それで大雨が降ったときにはそういうことのあるところなので、抜本的な対策はなかなか難しいと思うけれども、できる限りのことをよろしくお願ひしたい。

それから、ホマカイ橋のところ、門静太田間、このところに関しては、前に議会でも取り上げられたことがあるんですね。橋を新しくしたときに低くしたということで、大丈夫なのかということで大分議論がありましたけれども、今回そこは大丈夫だったんですか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） これまでの議会でも同様の質問があつて、橋の高さの問題。川の断面であるとか、川の流す量は問題はないと考えています。今回のまず原因というのは、時期のせいもあるんですけども、多分、通常の雨だけ、要は夏場の雨だけであれば、こういうことは絶対はないと考えています。暖かき、それと川の断面がもともと小さくなっているときに、雨と雪が同時に流れていったものですから、ちょっと一部、この橋に氷がぶつかるようなおそれがあったものですから、これについては取り除いて、川の水をスムーズに流していたという状況です。橋自体が問題あるかといいますと、ないです。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 だから、このごろの国会の答弁のようでね、よく聞かないと分からないんだけど、いろんな原因があるというのはそうでしょうね。物事にはいろんな原因がありますから。ただ、そういうものを全部予測して大丈夫なようにつくるのが新しく架けかえたときの橋でしょう。それで今、そういうことでもって非常に疑問があるということが議会に出ていたものですから。そして、防災行政無線でもって、交通どめにしますというのの一番最初に出てきたのが、門静から太田に向かうところなんですということになると、誰しもそれがぴんと頭にきますよね。大丈夫だったのかなと。

今の話を聞いていると、橋に問題はないんだというようなことを言っているんだけど、問題があるとかないとかいう話じゃないんですよ、こっちが言っていることは。こういうような事態になったときに、冠水してしまつて通れなくなるような橋なのかということを知っている。そうすると、やっぱり危惧した状況は起きたんですね。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 平成26年度と同様までは行かなかったんですけども、同様の状況にはなつたと。

●委員長（大野委員） 答弁になっていませんよ。休憩しますか。
休憩いたします。

午後 2 時32分休憩

午後 2 時33分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（水上課長） 先ほどの質問でございますけれども、今回は道路。この太田門静間の橋の部分ではなく、要は道路部分に水がついたものですから、通行どめという対応をしたということです。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 そういう答弁を繰り返すんだったら、私もやめるわけにいかなくなる。橋の両側ですか、その道路は。それとも、橋とは全く関係のない、1 キロぐらい離れたようなところで冠水したんですか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 場所的にいきますと、国道44号から約150メートルぐらいの、ちょうど橋と国道44号の中間付近です。区間にしまして30メートルぐらいです。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 今回、橋については、何もこの冠水には影響ないんですというのであれば、そういうふうにおっしゃってください。ただね、やっぱり地元やいろんな方たちの話を聞くと、議会でもって議論が出たときの危惧というのは持っているんですよ、あの地域の人たちも。大体、できたときの橋が、前よりぐんと低くなるなんていうことは見たことがないというところから話は始まっているんです。今回は氷があった。雨がこれだけ降った。そうすると、次は今度どういうことで起きるんですかという話になるんです。問題は起きるか起きないかなんです。

その点で、やっぱり安全性というものについてどう担保していくのかということを含

めて、やはりきちんとした説明ができなきゃならないですよ。前に議会でやった議論のときも、流量を確保するために橋の下を掘るんだというような話をしていましたよね。余りそういう話は聞いたことがない。

そういう意味で、できたときから心配の種になるような部分ですから、それに対しては、こういうような手当をします、それから、こうなったときには危ないので、すぐそれなりの処置をします。それについては、やはり素人に分かるようにきちんと説明をしていく必要があると思います。その点、いかがですか。

それから、門静の市街地についても、本当に溢水というか、冠水しがちな場所ですよ。これについては、排水を、あれは下水道の事業で行ったのかな、雨水の排水。それをやって随分改良はされているんですが、やっぱり今回のようなときには、まだそういう可能性があるんであるならば、そのことについても、やはりきちんと説明をしておく必要があると思います。100%絶対大丈夫にしるなんていうことは言いませんから。だから、そのあたりについて、やはりこれだけの手は打っているんだと。そして、この点については大丈夫だけれども、こういうときは危ないんだということをきちんと明確に説明できるようにしていただきたい。お願いいたします。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今言われました門静の橋梁関係については、何回もこの議会の場で説明して、結果的に今回も門静のまちが浸水を受けたと。今後、きっといろんな状況でまたこういうことが起こる可能性もある中で、今、どういう対策方法をすれば少しでも地域のほうが納得してくれるか、かつ、安全だという、ちょっと検討については少し時間をいただいて、結果的に門静地区の方が少しでも安心できるような対策を講じて、その旨を説明していきたいと思います。

今、川の水があふれて、道路をまたいで集会所の裏側に行った、この下水道事業で工事をした柵渠についても、効果的には結構有効な手段ではあったと思うんですけども、何分にも旧尾幌1号川自体が、相当川が広いものですから、要はあの柵渠断面では万全でもないということは十分認識していますので、ちょっと対応策についてもう一度検討をしてまいりたいと考えています。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

266ページ。2目道路新設改良費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 次、272ページ。3目除雪対策費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 除雪対策費5,300万円の計上になっておるんですが、補正で聞けばよかったんでしょうけれども、まだ終わっていないものですから。例年どおり同じ額で今回は上がっているんですね、5,300万円。委員長、申しわけないんですけども、現状の補正でやればよかったですけれども、ここで除雪対策、どのぐらい執行実態になっているのか。まず、平成29年度の実績について、今の時点での実績をお尋ねさせていただきたい。天気のことですから、来年度、平成30年度が全く同じ状況になるとは考えにくいんですけども、参考までに平成29年度の実績というんですか、出動の実態についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 認めます。
建設課長。

●建設課長（水上課長） まず、平成29年度でございます。今回の3月補正において、除雪の委託料としまして5,900万円、補正計上させていただいております。平成29年度の予算は2億800万円となります。29年2月末現在で委託料8,800万円。1回の除雪、1,000万円から1,200万円ということで、約10回分、29年度の予算は残っているということです。また、平成30年度分、これについては、平成29年度当初、委託料3,849万8,000円に対しまして、平成30年当初3,879万1,000円と、ほぼ同額となっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 平成30年度の5,351万7,000円というのは、基本的に今年の単価とか、そういうものと全く試算は同じだと理解をさせていただきました。天気のことだから、実績は補正なりそれらでやって、当初予算の算出根拠は同じで、大体同じぐらいの計上だなと。今、29年度の実績について、ちょっと聞き取りにくかったものですから、29年度の予算の中で除雪費は、予算では見ているけれども、実態は何ぼかかったんですか。そして、残っている分は何ぼなんですかということ、確認をさせていただきます。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 29年度、補正後、委託料2億800万円です。2月末現在、8,800万円です。執行済みです。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、次へ進みます。
3項河川費、1目河川総務費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 280ページ。4項都市計画費、1目都市計画総務費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目下水道費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5項公園費、1目公園管理費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6項住宅費、1目建築総務費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 284ページ。2目住宅管理費。
4番、石澤委員。

- 石澤委員 宮園の公営住宅のことなんですけれども、3階のところ、エレベーターがないんですが、高齢になった方の部屋の住み替えというようなことはできないんでしょうか。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） 同じ宮園の中でということによろしいですか。
まず、できるかできないかといったら、状況に応じて、空き部屋等があれば対応はできます。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 3階建てのところがありますよね。その中、2階に住んでいる方なんですけれども、その方、80歳ぐらいの方なのかな、お二人で住んでらして、片っ方の人が全

然動けなくなって、それで病院に行かなきゃならないときに、おぶることもできなければということで、みんなで抱えるようにして降りていったらしいんですが、そういうことがこれから年齢行くと、エレベーターがあるところだったら車椅子なりで行けるんですが、そういうような要望というのは今まで上がってきたことはなかったんでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 私が聞いた中では、今言った例ではなく、どうしても、要は隣近所べったりくっついていきますから、騒音であったり何とかという苦情で違う場所にといい相談はありましたが、今言われたような内容については、今回初めてです。

ただ、今、できるかできないかといったときに、できると言いながらも、実際、住宅にもし全員が張りついているのであれば、それはそんなに簡単にこっち行ってとかというふうにはちょっとできないものですから、まず、そういう要望を聞きながら、要は次の段階で、空き家が発生したとか何とかというときに、そういう対応はすることはできるとは考えています。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 これは大分前に、梅香の公住もないですよ、たしか。階段でエレベーターがないところ、何か所かあると思うんですが、そのときも何でエレベーターがつかないのかなとかって、そういうようなこともあったんですが、今回、特に宮園の公住の場合に、入ったころは60代ぐらいだったと思うんですが、それから年齢が行ったときにそういうことが起きたというので、やっぱり高齢の人たちの困り感もあると思うので、そういうようなことをちょっと調べていただいて、もしできるものでしたら替えるとか、そういうことができればありがたいなと思うんですが、どうでしょう。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今のような話、実際にちょっと私ども建設課のほうに一回ちょっと相談に来ていただいて、その辺、内容によって、早急に対応できるものか、ちょっと検討してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この2目ございますか。
10番、杉田委員。

●杉田委員 287ページ、同じくだと思うんですが、町営住宅の管理人報酬というところについてちょっとお伺い、管理人さんですね、管理人さんということでちょっとお伺いしたいんですが、町内各町営住宅において、14名の方が管理人としてお願いされているかと思うんですが、ここにいう管理人という方に期待するといいますか、町営住宅における管理人さんの職務というのをちょっと教えていただきたいんですが。

- 委員長（大野委員） 休憩いたします。

このまま3時半再開いたします。

午後2時53分休憩

午後3時30分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。

2目住宅管理費、10番、杉田委員の答弁から始めます。

建設課長。

- 建設課長（水上課長） 大変貴重な時間、申しわけありません。

管理人の役割でございますが、管理人は、所管する住宅の維持管理、火災予防、衛生指導、あと通知文書等の配付などが主な仕事の内容となっています。

- 委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

- 杉田委員 細かいところで質問させていただいてなんですが、実際に各棟によって状況と違いますか、先ほど4番さんからの質問もあったように、各棟によっては状況が違ってくるとお思いますので、管理人さんにかかる負担というのも違ってくるのかなと思います。

その中で、管理人さんご自身も仕事をされていたりして、常時そこに常駐されているわけではないと思いますし、多くの場合、住民の方々、ご高齢の方がいらっしゃるし、なかなか共有部分の管理というもの、受益者で管理するということも難しい部分があるかと思っておりますので、町営住宅のそれぞれの棟によっては、駐車場まで距離があるとか、出入り口のスロープがあるとか、状況が違うと思うんですが、可能な範囲で結構ですので、町で管理、目を配ることも必要かなと思います。

ぜひ、どこまでできるかというのは検討の難しいところだと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） 基本的には、管理人を置くということで町のほうも進めているわけでございますが、今言われたとおり、管理人、仕事をされているとか、または高齢者ということで、管理人を引き受けてくれるばかりではなく、現在もこの管理人、決まっていない場所も実際にございます。

今年の冬の関係についても、管理人がいる場所については、みんなから集めたお金で業者にお願ひをして除雪をやっている場所もあれば、その管理人がいなくて、満足にやっていない場所もあったんですけども、ちょっとそのことについては、直接、住んで

いる方から町のほうに連絡がございまして、町のほうとしても、そういう場所については、できる範囲で協力していつているということで対応していますが、町としては、今後なるべく管理人を置いてもらうように、ちょっと説得していきたいと考えています。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

ほか、この目ございますか。

8番、南谷委員。

●南谷委員 7款、6項、2目住宅管理費ですよね。町営住宅、287ページから始まって、ずっとあるんですけども、それぞれ1個ずつ聞いていきますので、よろしくお願ひします。

まず、287ページの修繕料、934万円。町営住宅の修理だと思ひんですが、この事業内容についてお尋ねをいたします。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） はじめに、町営住宅の修繕料の内容であります、通常行われている住宅の修繕料として300万円。宮園団地M3棟、エレベーターの油交換で149万円。松葉団地MA2棟4号の雪まき対策、要は屋根部分の改修でございましてけれども、これが58万3,000円。宮園団地M1、エレベーターの部品交換、これが7万5,000円。宮園団地M3、エレベーター部品交換13万9,000円。宮園団地M5、エレベーター部品交換14万4,000円という内容となっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そのほかに、エレベーターの保守点検料は別にあるんですよ。今回、エレベーターの関係で随分あるんです。オイル交換か何かあるのかどうか分からないけれども、修理というのは、結構たつてきて、ある程度部品を取りかえなければならぬと理解をすればいいんでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） これについては、全て経年劣化による部品の交換です。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 291ページでございまして。一番上の町営住宅長寿命化計画策定事業348万9,000円なんです、これ新規事業だと思ひんですが、どんな事業をされるのか。説明を求めます。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） この町営住宅長寿命化修繕計画でございますが、この町営住宅長寿命化修繕計画、平成26年3月に策定しております、計画期間、平成26年から35年までの10年間ということでございますが、この中間年、おおむね5年ごとに見直しを行うということで、今回予算計上させていただいております。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 済みません。まだよく理解できないのさ。確かに真ん中の年だから見直し。全体ですか。どこの部分をどういうふうに見るのかというのが、事業が分からないので、そのことをお尋ねしたんです。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） この町営住宅長寿命化計画というのは、あくまでも町が管理する、要は町営住宅。これの要は延命化を図るための計画となっています。厚岸町が管理している町営住宅、全部です。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 次に、町営住宅奔渡団地整備事業1,300万円。これ金額が大きくなっているんですが、今年のメイン事業だと思います。改修補修工事。どこをどう改修されますか。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） 町営住宅奔渡団地整備事業の内容でございます。改修補修工事費の計上でございますが、60C棟、桜通りから奔渡公住に入りまして、ちょうど真っ正面に位置する建物でございますけれども、建物の中の給排水の本管と枝管の改修となっています。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 本管と排水管、地下にある部分の、それから建物の中もということで理解をすればいいんですか。地下の埋設しているやつ、それぞれ高くなっているやつもあるだろうから、それらの部分と理解をすればいいんですか。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） 各家庭ごとに入っております中の配管と、あと共有スペースに

入っています、要は配水の本管。あくまでも建物の内部です。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 住宅解体事業でございます。119万4,000円。非常に金額が、解体事業にした
ら小額なんで、自営でやるのかなと理解をしたんですが、そういうことなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） この解体事業の内容でございますが、この職員住宅等解体事業、
これは住の江旧医師住宅1棟です。住の江にある旧医師住宅。1棟です。直営です。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 直営でやる場合、なれない部分もあると思うんです。皆さん、そういう仕事
に精通されているので、けがのないようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただきます。それぞれ町営住宅に住んでおられる方のため
に、町としても最善を尽くして予算計上なさっておると理解をさせていただきました。

ですけれども、梅香もそうですし、奔渡一部も結構建ってから年数がたっております。
ドアとか、それから窓とか、それぞれ町のほうで1人雇って整備をしておるんですけれ
ども、かなり劣化してきている部分がありますので、これらの対応につきましても、住
んでいる方の要望にしっかり応えて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょ
うか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 住んでいる方の要望も当然なんですけれども、一応、住宅管理
している私どものほうも、その都度、現場のほうを確認し、修繕等が必要であれば、速
やかに予算を計上して修繕を行っていくという考えで進んでいますので、今後につい
ても同様に進めてまいります。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

290ページ。3目住宅建設費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 町営住宅建設事業2,200万円の計上で、ここでお尋ねをさせていただきます。

これも松葉町のほうの地質調査なのかどこなのか、場所がどこなのかもよく理解できなかったんですよね。この事業の内容、場所、それからどういうものを計画されているのかについて、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今回のこの事業の内容でございますけれども、委託料としまして行政業務委託料、土地評価と地質調査の委託料、あるんですけれども、まず、この土地評価については、今また新たに、要は、次年度以降建設しようとして計画している場所の土地評価。今年、平成30年度に次の場所、計画している場所の用地購入のための土地評価となっています。

地質調査というのは、平成29年度、用地買収が終わって、建物を建設する場所ではありますが、松葉町3丁目101番、松葉町3丁目102番、若竹3丁目16番、若竹3丁目17番、そこはもう今年、29年度に用地買収は終わっています。その場所の地質調査という内容です。

設計監理委託料、この実施設計。これについても今言った4筆の場所に1棟6戸。これの公住建設のための実施設計という内容でございます。

一番下の公有財産購入費の土地購入、これについては、先ほど土地評価の業務、要は次の場所の用地購入という内容になっています。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 なるほどね。僕は1カ所だと思ったものだから。そうすると、今の説明ですと、僕が覚えている松葉町の事業費なのかなと思っていて、ダブっている分もあるなと思ったら、次の場所の分もここの中に含まれていると、こういう理解をさせていただきました。

それについては分かったんですけれども、次の予定のところ、先ほど1棟6戸ということは、平成30年度に実施設計にかかるよと捉えさせてもらいましたんですが、次の場所というのはどこなんでしょうか。予定地という。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 同じく松葉町通り沿いでございますけれども、桜通りとの交点、旧郵便局があるんですけれども、この旧郵便局の松葉町通りを挟んだ反対側、古くにお風呂屋さんがあったと記憶していますが、その場所を計画しております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 先の話で申しわけないんですけれども、お風呂さんのあったところから、松葉町通り、本通りの部分までの土地なんでしょうか。それとも、そのお風呂さんが

あった、子供のころの記憶があるんですけども、ちょうどその四角い部分だけなんですか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 松葉町通りから若竹町通りまでの間で、土地については3筆ということですか。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、旧郵便局側から若竹町通りまで通していくということですか。その真ん中に建物が建っていますよね、今現在。建っていると思うんですけど、僕の記憶では、1戸。これはなくなるということですか。その辺についてはどうなんですか。今後まだ先の話で申しわけないんですけども。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 土地所有者のほうとも協議をしまして、あくまでも、要は建物のない状態で土地を購入するという方向で協議を行っています。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 大体、位置関係も分かりました。

そこで、また1棟6戸ということですか、今まで建ててきたのはね。同じようなものを作るんでしょうか。僕も以前にも言ったんですけども、まちなか政策として、できれば、高層階で駐車場もあって、よりまちに住んでもらえるような、せめて2階でも3階でもいいから、集約できるような、せっかくの土地の利用という部分では、その辺の議論というのはなかったんでしょうか。今後のことなので、まだそこまで検討していないということなんですか。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今説明した1棟6戸というのは、あくまでも平屋というふうに現在考えています。このまちの中、決められた用地の中に、要は駐車スペースが必要であったり、あとはそれなりに今度、要は居住するスペースも必要となってくるということになれば、高層階で鉄筋コンクリートでつくったり何とかということになれば、今度、建物、要は件数のほかに車も駐車するスペースも当然必要となってきますから、そういう敷地の面積であったり、さらには建設費であったり、その辺と、あとは、あくまでも今現在有明に住んでいる方から来てもらうという前提なんですけれども、どうしてもやっぱりお年寄りということも考えますと、平屋という状態で今は。というか、今までも

同様の考えで、今2棟建っていますけれども、1棟4戸、1棟4戸、今回は1棟6戸というふうに考えています。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 考え方については、それぞれ理事者側が考えて、そういう方向でいくよ。そうすると、その次のも、1棟6戸以外のものについても同じような考え方で進むんだと、こういうふうに捉えてよろしいんですね。

それから、有明の方々が移住のため入居、当然、町で一つまた造るよといえ、自分たちも入りたいという思いの人もいるだろうと思うんですけども、入居できるんですかというのが当然話題になってきます。これらについては、有明から移住をされる方というのは、大体その2棟あると完全に移れるという理解でよろしいのでしょうか。その辺についてはまだ、本人の意思もあるんだろうけれども、未定なんではないでしょうか。その辺の推移というのは検討されているんですか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今後、1棟4戸、1棟6戸で進むのかという、まず最初の質問でございますけれども、建物を建てる、駐車場スペースを確保するということになれば、当然それ相応の用地というのが必要となってきます。今回みたくある程度、要は大きな敷地を確保することができるのであれば、それは1棟6戸までいくとは思いますが、今後どうしてもやっぱり住宅が現に張りついていて、どうしても空き地の場所が決められた面積であれば、それに入るような戸数になってくると思っています。

また、今現在、有明地区に住んでいる方、これはもう毎年、松葉地区に住宅建設しているというのは十分分かっていきます。いずれは、要は自分も順番が来るんだろうなということで、一応前もって本人のほうにもその辺相談をさせていただいて、問題のない形で移転をしてもらうようには今進めているところでございます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

294ページ。8款、1項消防費、1日常備消防費。

3番、堀委員。

●堀委員 3カ年事業計画の19ページのところに、第1分団庁舎の建設事業というのが、平成32年に建設するというのが載ってきております。まず、この第1分団庁舎の建設予定地はどこを予定するのかをお聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今、予定しているのは、奔渡の桜通りと筑紫恋公園側に行く道路の交点から若干上のあたりというところで、いずれにしても、津波浸水区域に入らない部分に建設を計画しているということでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、同じ年度に厚岸保育所の建設が予定されているんですけども、大体それと隣接する敷地でやられるのか。そうした場合は、もう予算は過ぎてしまっているんでしょうけれども、例えば、今年の保育所の中とかでも、基本設計とか何とかでも用地の部分が入ってくると思うんですけども、そういうものには、今回の同じ年度に建てると予定している部分のやつも含まれてくるのかどうか。これについてはどうなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 当然、それぞれの管理が違いますので予算は別々になりますけれども、今、続きの土地の購入になるのか、別々でなるのかということについては、消防との連携を図りながら、それぞれ進めていくということになっています。

厚岸保育所の移転部分につきましては、その第1分団庁舎のさらに上側ということで計画をしているということでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それで、第1分団庁舎の検討に入るときに、例えば第2分団庁舎がそうなんですけれども、コミュニティー事業で自治会なりで使うというような形の中で、助成金なりを使って分団庁舎の建物の中につくっているんですけども、例えば奔渡の南自治会というところでは、集会所というものが今現在、旧教員住宅を集会所として使われていると思うんですけども、例えばこういうものを建設するとき、そこに併設するような形の中でつくって、なおかつ、ただ、そこに行くためには、現状ではぐるっと桜通りに出てから大回りをしなければならぬものになるので、そこら辺はできるだけ真っすぐに行けるような形の計画を、もしつくれるのであればつくっていただければなと思うんですけども、そういうものについては可能なんでしょうか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今のところ、第1分団の庁舎につきましては、緊急防災減災事業債で計画をしております。いずれにしても、消防のほうの事業になりますので、今のところ、その自治会の要望等々、消防のほうでどのような形で自治会と接点を持ってい

るのかという部分はまだ明らかではありませんし、可能かどうかについても今この場でお答えすることはできないということで、ご勘弁いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ただ、当然、保育所もできて、分団庁舎もできるといった中では、そこにある自治会にも十分配慮をした中で、そういう自治会のほうでもできるだけ使い勝手がいいような部分を配慮した中で、今後の計画を進めていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今後進めていく中で、可能性も含めて検討してまいりたいと考えます。

●委員長（大野委員） 次、5番、竹田委員。

●竹田委員 共同入居者施設火災死者11人、生活困窮者ら居住ということで大きく新聞に出たのは記憶があると思います。これは福祉政策という観点からお聞きしますが、町内に住んでいる独居老人の人たち、例えば、長屋、一戸建て関係ですね。公住等についての独居の方は、ある程度というか、100%間違いなく火災報知器等についての、厚岸町としては整備が済んでいると思いますが、目の余り行き届かない借家関係とかそういうところに住んでいる方とか、自前で持っている家に住んでいる方とかは、独居老人の方が安心・安全に住めていけるような、火災報知器とかが100%ついているかどうかというのは、点検については消防かもしれませんが、福祉の政策として考えていかなきゃならないのは、厚岸町も当然絡まなきゃいけないと思うんですね。その辺の調査というのはしているのかどうか、お聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時12分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 福祉サイドのほうで確認作業はしておりません。

●委員長（大野委員） 副町長。

- 副町長（會田副町長） 消防として調査を行っている結果、今現在、2月末現在で、その設置については89.2%ということであります。ただし、そういった委員からの質問にあるような独居世帯であるとか、そういった区分での集計は行っていないということでございます。

- 委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

- 竹田委員 火災報知器については、やはり火事になったりしたときの防備として、最低の役割をするものだと思います。というのは、報知器をつけたからといって、それが、例えば独居老人の方で耳が遠いとかという人もいれば、それは聞こえないということにもなります。なので、つけてもしようがないだろうという人もいます。ただ、そういう観点でなくて、最低線、厚岸町に居住している独居老人、または生活困窮者の方もおられます。そういった方々の生活を守っていかなくちゃならないというのは、福祉の政策としてはやっていかなくちゃならないという観点からいくと、そういう人たちのために思い、調査をして、何らかの形で報知器をつけるという方向性にしていただきたいと思います。ですが、そういう考えは持てるのかどうなのか、お願いをします。

- 委員長（大野委員） 副町長。

- 副町長（會田副町長） 消防署では、これが100%になるようにこれまでもその取り組みを続けてきております。この89.2%の残りの10.8%の部分で、今、委員言われているような独居世帯の部分がどれだけあるのかということとは分かりませんが、いずれにしても、消防の取り組みの中で100%に達することができるよう、今後も強く設置について促進をしていくということになるのかなと思います。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） そういった方に対しての、つけていらっしやらない方というのが確認できる状況において、消防のほうと連携させていただいて取りつける方向で進めていきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

- 竹田委員 多額のお金がかかるような状況ではないと思うので、早急に調べていただいて、早急に対処していただきたいと思いますと思うんですけども、いかがですか。

- 委員長（大野委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

この問題は、法律で決まっているんです。設置しなければならない義務があるわけであり
ます。そういうわけで、何とか100%ということで消防としても対応いたしておるはずであり
ますが、しかし、約89%と言っているわけです。あと10%ということでございますので、そ
の理由等も含めまして、なぜつけていないのか等も含めまして、今後、今それぞれの担当か
らお話があったように設置されるように私からもお願いをしてみたい、かように考えま
すので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（大野委員） ほか、1目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、次、進みます。

2目災害対策費。

5番、竹田委員。

●竹田委員 災害対策費でお聞きしたいと思います。

まず、トイレの話なんです、災害時に仮設トイレを設置する場合があります。これ
はなくてはならないものなんですね。しかし、災害が起きたときにいろいろなトイレに
問題点がある。そのときに、いわゆる感染症を防ぐために考えられたトイレがあるんで
すけれども、このトイレについてご存じでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 大変申しわけございません。詳しくは承知しておりませんでし
た。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 自動ラップ式といって、感染症対策に非常に有効であると言われているトイ
レです。要するに、一度したものについては、前にした方のものと、処理したというか
一回したものとはまざらないで、ラップされて一つ一つの梱包になっていくという、そ
ういうトイレなんですね。このトイレについては、ラップ式なので、そこにはお金がか
かるけれども、簡易水洗トイレと違って水が全く要らない。一回一回ラップされてしま
いますから、水が要らないんですね。ということは、真冬でも凍結防止がまず要らない
のと水が要らないということで、非常に今注目されているトイレであります。

ぜひ、今後の災害等の、厚岸町として災害があった場合に、そのトイレを活用してい
く必要があるだろうと。全道、全国も今このトイレに注目をしている状況であります。
厚岸町もこのトイレを災害対策の中でぜひ購入していただきたいと思うんですけれど
も、その前に、どういったものなのか、本当に万全で大したいいもんだとなるのかどう
なのか、その辺をまず調べていただいて、購入に向けて研究して欲しいとお願い

するんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） ただいまのご意見を伺った上で思ったのは、やはりこういった細かな配慮が今後求められているものだなと感じます。そういった意味では、今ご提言いただいた感染症対応のトイレ、これを十分勉強させていただいて、ぜひ、整備できるように考えていきたいなと考えております。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 災害のときの避難経路の看板についてお伺いしたいと思います。

ただいま、この今現在、厚岸町内に私の知り得る外国人というのは、加工場に働いている方の中国人の方とか、それから太田の搾乳、あとヘルパーの役割をしているフィリピンの方等がいるように認識をしているわけですけれども、そのほかにもいるのかどうかまだ分かりません。そういった方々に避難の看板についての、看板の用語、文字が海外の方も分かるような、そういう看板が厚岸町では今まだ設定されていないと思うんですが、それは私の勘違いであればごめんなさい。もし、看板がそういうもので外人の方にも分かる看板でないのであれば、今後、そういった看板の設置、プラスアルファしてもう一個つけるとか、いろいろ考え方があるとは思いますけれども、そういうことも必要になってくるだろうと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） これもちょっと期待どおりの看板は、実は設置していない状況でありまして、といたしますのは、避難場所までの各個々人の通常利用するだろうというルート全てを把握しているということではなくて、つまり避難路はここですよという経路の指定は実はできていないでおります。

ですから、いろんな方がいろんな経路を使って避難路に集中してくるわけでありまして、そういった外国人の方がいる現状でありますので、事業所へそういった外国語入りのパンフレットなりリーフレットなり、そういうようなものを活用して、まずは避難場所を理解していただいて、厚岸町民と同じように何かあったらすぐ避難行動していただきたいというような呼びかけを、そういうような、繰り返しますけれども、パンフレットなりを準備させていただいて、まずは避難場所の周知、ここから始めていきたいなど、今そのように考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 看板の設置というのは、幾らパンフレットで見て頭の中に覚えていても、実際その場所に行ったときに、どっちにどう行っているのかというのが分からないので、

やはり看板を見て行動するというのが普通だと思うんですね。なので、看板の設置というのは必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） ちょっと先ほど言葉足らずでございました。避難場所を知っていただくためには、当然その避難場所にも読んでいただける文字を入れるべきだと。具体的には、シールをつくって、看板の中に張らせていただくと。そういった方向も有効ではないのかなと考えておりますので、ぜひ進めてまいりたいと考えております。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 別なことをまたお聞きします。

ペット同行避難について、町はこれについてどんな対応しているのか、お聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） ペットの同行、これについても、町で今現在進めていただいている、各地域で避難所運営ゲームというのをやって、避難場所に行った場合のそれぞれの気づきとか、そういったことの事前訓練をさせていただいているんですけども、その中でペットの同行をどうしたらいいかという意見が実は出ております。それに対して町は、このようにしましようということは現在示しておりませんが、町民の中に具体的にそういうご意見を持って参加される方もおりますので、これは今後引き続き考えていくべきものとして、さらに町民の意見を聞きながら研究してまいりたいということで、現実的には、具体的な対策は今ないということでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 6番室崎委員が先日だったと思うんですけども、盲導犬のお話をしていたと思うんですね。普通のペットという考えからはちょっとかけ離れるんですけども、自分の手足となるものが盲導犬であるというふうに、ペットとは違う考えですけども、そういった動物、犬に対しての救護対策というのにも同時に考えていかなければならないことだと思います。

環境省は、2013年6月に同行避難を原則と位置づけるペット救護対策のガイドライン、指針を策定しました。ここは分かっておられるでしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後4時26分休憩

- 委員長（大野委員） 再開いたします。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） 今、担当のほうに確認には行きましたけれども、申しわけありません、私自身は承知しておりませんでした。

- 委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

- 竹田委員 2013年からそういう取り組みをなさいということで、総務省がガイドラインを作成して、自治体に整備を促しておりましたということで、2013年からあったんだという、5年前ですか、丸4年ですね、約。そういうことがあったということを知って今回質問させてもらうことにしました。

たまたま厚岸町には太田の組合組織とは別に、共済組合という組織がありまして、獣医さんが数名おられます。厚岸町としても獣医さんと連携をとっていただいて、その獣医さんと厚岸町と避難のときにいろいろな動物がおります。亡くなったときに、その動物から腐敗して感染症ということにもまたつながっていくので、非常に危険な部分もあるとして、ペットと一緒に、ペットを放置しないで、ペットと同行して避難をしようという別な考えもあるそうであります。

ぜひ町長、獣医さんとの、共済組合とのお話をしていただいて、災害時に町とのどういった対応していったって、厚岸町とどういう契約というか、何かの手助けをしていただけるような、そういうことをお願いして連携を結べるような方向性にしていただければなと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

- 委員長（大野委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 担当課長から答弁ありましたとおり、2013年に既に厚労省からも通達が出ているということでありますので、この点については、さらには詳しく勉強させていただいて、どういう対応がいいのか、特に感染症等の問題もあるわけでありまして、この点、今後の課題として速やかな、研究として取り組んでいかなければならないと。今までは、どちらかというと人中心の避難対策しか考えておらなかったわけでありまして、そういうこともあるんだということ、また自治体に改めて認識をさせていただいたところあります。

そういうことで、ひとつ今後の課題として、早急に取り組んでまいりたいと、かように思いますのでご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（大野委員） ほかがございますか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3目消防施設費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、304ページ。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目事務局費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目教育振興費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 教育振興費でいいと思うんですが、教職員の働き方改革が言われて、ずっと言われてきているんですが、今回アンケートで調査の結果が道のほうから出てきていると思いますが、厚岸町の場合は、今はどういうふうに捉えられているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 教職員の働き方改革ですけれども、今、道教委からガイドラインみたいなものが示されまして、管内町村で会議を開いて、どういう対応ができるかということで今話をしている最中でありまして、ある町村では、例えば夏休みに、お盆の時期に勤務を要しない日みたいなものをつくって、休んでいただくというような取り組みに向けて動いている町村もございますが、厚岸については、今のところ検討中ということで、今、具体的なこういう方策というものはまだ出ておりません。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 教職員の人たちからの聞き取りというようなことは、やっていないのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 直接的な働き方改革ではございませんが、29年度、初めてストレスチェックというものをやっております。その中で、自分が今仕事をしていて、どう

いう悩みを抱えて、どういう問題があるかというものをアンケートでお答えいただいております。その中では、確かに仕事が若干忙しいですとか、重荷であるとかという方はいらっしゃいました。何名かいらっしゃいまして、結果的に本人のご希望なんですが、産業医、お医者さんのほうに相談に行くというような場面もできるんですけども、そういう申し出はなかったということで把握しております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 忙しい先生方の中に、これから英語の授業が始まってきます。小学校の先生方に対して、英語をきちっと教えることができるようにしなさいとなっていくと思うんですが、それに対する対応の仕方というのかな、それはどういうふうになっています。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 小学校の英語、これは外国語活動と本来的には言うんですけども、こちらについてお答えさせていただきます。

小学校での外国語活動は既に展開されているんですけども、30年度から小学校の3年生から始まるわけです。厚岸町では、小学校の3年生と4年生、全小学校において年間で15時間、5年生と6年生におきましては年間で50時間の授業を予定して、現在、準備を進めているところがあります。

基本的には、学級担任がこの指導に当たることとなります。この担任が、先月ですね、1月に文科省から配付されていますテキスト「Hi, friends!」はこれまでも使っていたものなんですけれども、「We Can!」という新しい副読本、そして、「Let's Try!」という副読本、これ全国共通のものです。こちらのほうを用いて学習活動を進めていくこととなります。これに伴って、文科省から、いわゆるガイド本、教師がどのように指導していったらよいのかというようなマニュアル的なものも同時に配本されております。こちらのほうを用いて、1時間ごとの授業ができるように現在構成されております。

あわせて、教員の研修です。こちらについても現在進めているところがありまして、年前の12月26日の日ですけども、会場は太田のらくとぴあをお借りしまして、釧路教育局の英語担当の指導主事の方に来ていただきまして、ほぼ小学校全部の先生方が集まっております。そこで研修活動を実施させていただきました。

また、英語グローバル化研修というものが、これは釧路教育局の主催で行われているんですけども、こちらのほうにも各学校から最低1名ずつは参加していただいて、研修を行っていただき、その中身を学校に持ち帰っていただいて、広めていただいているという、そういう状況に今あります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 先生方の忙しい中で、また新しい科目で、子供たちは楽しんでいる部分もあるのかもしれないんですけども、授業を1時間やるとすれば、1時間の準備が必要と

ということがある中で、また新しい教科ということ。

それで、英語の専門的な知識を持った担当者みたいな方を、厚岸町として、今、外国語の来ていますよね、ALT。その人だけでなく、日本の中でも、地域の中に英語の得意な方とか、きちっとした知識を持っている方がいらっしゃれば、そういう方も採用するようなこととして、きちっとした英語を伝えていくということも必要になってくるんでないかなと思うんですが、ちょっと先生方の負担がすごく重いような気がするんですが、その辺はどうでしょう。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 英語の専門の指導するような職員ということでございますけれども、現在のところ、そこまで考えてはおりません。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 どうせ子供たちに伝えていくのであれば、外国語の方だけでなく日本にいる中に、前回の地域協力隊のときに言っていました、いろんな知識のある方を呼ぶというようなこともあったんですけども、そういう形の募集をするということも一つの方法でないのかなと思うんですが、私たちも中学3年、高校と、大学に行った方は大学で英語をやっています。でも、全然身につけていませんよね。皆さんついているのかもしれないけれども、私はどこかに抜けちゃっていつているんですが。

結局、小学生から英語の文化に触れるということをやってきているんですが、そのことで英語が嫌いになっていく子供だって出てくるかもしれない。それをグローバルと言うのであれば、グローバルな方たちに来てもらうということにちょっとお金を割くことも大事だと思うんですが、その辺、どうでしょう。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 学校には教職員定数というものがあまして、教員としてその学校に配置するという部分については、町費をもってというのは無理かなと思います。ただ、やれる方法としては、英語の堪能な者を、先生の研修をするための職員ということで雇用は、可能性としてはできますけれども、教員の立場でというのは難しいかなと思います。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 本当は教師の立場でいらしていただくのが一番いいかなと思うんですけども、そういう人たちの知恵を借りるというのかな、そういうことも含めて、少しでも先生方の負担を軽くする方法を考えていくべきだと思うんですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 教員の働き方改革という大きな枠の中の、今一つおっしゃっているのは英語にかかわる部分と受けとめさせていただきました。

現在、この働き方改革については、厚岸町といたしましても、または釧路管内といたしましても、何らかの方策をとっていかなければならない、これは間違いのないことかなと受けとめております。

その中で、今は、こと英語にかかわらず、例えば部活動の指導者だとか、要するに教員の仕事を少しでも軽減できるために外部講師というような形で、あるいは、外部の人材活用というような言い方もしますけれども、そのような形でそれぞれ町村単位でこれからそういう動きも出てくるのかな、また、していかなければならないのかな。その中の一つに今の英語の指導助手といいますか、堪能な方の講師招聘といいますか、そのようなことも一つの方法としてあり得るのかなとは受けとめさせていただきたいと思いません。

●委員長（大野委員） ほか。

6番、室崎委員。

●室崎委員 今回、学校林に関する条例が一部改正になりましたね。それで、これは学校林設定条例という名前ですけれども、ここで冒頭うたっているのは、児童生徒の森林教育及び環境教育の向上に資するものであると。おっしゃるとおりだと思うんですが。

それで、来年度、今これは……。その前に、全部の学校に学校林が設定されているわけではないですよ。それで、学校林の利用方法としても、自分の学校の管轄として学校林がないから、学校林を利用した教育はできませんと。自分のところはあるのでやりますと。そういう種類のものじゃないですよ。そのあたりは、まずどういうふうにお考えか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） おっしゃるように、厚岸町では現在、五つの学校で学校林を所有しております。学校林がないからといって、森林教育あるいは環境教育ができないということではなくて、あるところに行って、そこで学習するというようなことは十分可能だと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、森林教育及び環境教育の向上に資するものであるという言葉が生きてくるわけですね。

各学校では、平成30年度のこういう教育をやっていきたいと思いますという、どの程度細かくかはちょっと分かりませんが、計画ないし目標などをつくっていると思うんで

す。その中で、学校林の利用というのはどのように位置づけられ、どのように計画立てられているでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 学校林ですけれども、ご承知のように、今まで活発な活用がされていなかったということは十分反省しております。それで、校長会とかでも、この学校林の存在、これを今お示しして、この前も12番委員さんのほうにお話ししたんですけれども、厚岸町の学校に、ここの学校にこういう学校林があるというようなものをつくらうと思っています。それで、そこには歴史ですとか、面積ですとか、どういう木が生えているかと、そういうものを、一目瞭然なものを資料としてつくって、各学校に配って、それをもとに各学校では利活用してもらおうというような考えを今持っております、学校のほうに働きかけておまして、具体的にちょっとまだ、何月にこういうふうにするというようなものはできておりませんが、そういうことを示して、学校林の活用をしていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 条例の一部改正がここまで出てきている中で、具体的な利用になると、えらくゆっくりした話なんですよね。これは片っ方でもって条例改正やりながら、片っ方は校長会や教頭会でもっていろいろと相談していくというのが普通じゃないかと思うんです。今これからパンフレットをつかって、それをゆっくり見てもらって、さあ、その後どうしようとするかを考えてくださいというんでは、余りにも何か、うたい文句は非常にいいんだけど、具体的な学校の活動の中に生かしていくとすれば、何か非常にのんびりした感じがするんですよ。パンフレットをつくるのは大いに結構ですよ。学校林ってどんなものかと。どういう歴史があったのか、説明するのは大いに結構。と同時に、それを学校の教育課程の中にどう生かすかという検討も、これは一緒にやっていかなきゃ駄目だと思うんです。その点ではどうお考えでしょう。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 今回、条例改正させていただいて、早い段階から学校のほうにもいろいろお示しして、早目に動くべきだったと反省はしております。若干おくれではいましたが、今後、今まで十分に活用されていなかった部分もございまして、学校林のない学校についても活用してもらおうように、教育委員会として働きかけていきたいと思っておりますし、今、学校のそばにあって、例えば太田小学校なんかはすぐそばにあって、十分すぐ活用できますし、高知、残念ながら小学校は休校になったんですけれども、ここは以前から散策路ですとか、そういうものには活用していますので、そういうような使い道も十分できると思っておりますので、各学校に働きかけて、そこに行つてこういうことができるというようなものをお示しして、学校のほうと早急に協議をしたいと考

えます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひします。こういうものというのは、具体的にどうするかですから、精神論や抽象論を幾ら振り回しても、それでは前に進みませんのでね。その点、よろしくお願ひいたします。

それから、ビオトープというものがありますね。これらについては、今、町内の学校でそういうものを持ったり、あるいは、そういうものを造ろうとしていたりするようなところはあるんですか。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 現時点において、学校でビオトープを持っていたり、それを活用しているところはありません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 日本語では何て訳せばいいんですかね。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 明確な言葉はちょっと存じ上げていないんですけども、要は、池を人工的につくって、そちらのほうで水辺にいる生き物または植生等について学習していくというようなことが、いわゆる東京都だとか町場で行われ始めた部分がありました。これによって、さまざまところの効果は得られているんですけども、逆にまた、困ったことも起きていたということも、いろいろな報告は承知しているところがあります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、かつて厚生文教常任委員会で所管事務調査をやった後の意見の中で、太田農村公園の公園内の池、これについての利活用を提唱しているんですよ。あのときに地域の方の中からも、そのまま放置しておくという、そこに落ちたりしたら危ないということで、きちんと整備するか、それができないんなら埋め立ててくれという話もあったんだそうです。厚生文教常任委員会ではそれを見ましてね。ところが、植生だとかそういうのに非常に詳しい方の参考意見を聞きましたら、太田には高台にある湿地帯があるんですね。太田には。そこには非常に珍しい植物も多いらしいんですが、そういう中でも特に水生というか、そういうようなもの、花が咲かないと我々素人が見ても、地味ですから余りぴんとかないんですけども、そういうものがあの池には一そろい全部あるんだと。いつの間にやら生えたんですね。

これは貴重品ですよという話も聞きまして、委員会の中では、話をした結果、ここは花壇とかビオトープとかいろいろ使い道があるんじゃないかということをお願いしました。ところが、その後もなかなかそれが前に進みませんで、その後1回か2回、議会でも議論になっていたという記憶もあります。これについては、現在、教育委員会のほうでは、何か今の表情、聞いていると、初めて聞いたという話が多いんですが、建設課のほうと教育委員会で相談して前へ進めますという話もあったんですけども、その後、どんなふうになっているんでしょう。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） その部分につきましては、私も記録を見た記憶があります。学校として、委員会として、具体的にこういう活用をしているとか、こういう計画を持っているというのは、現在持っておりません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 記録は見たことがあるけれども、その後何もないから、それについては検討一つしなかったということで、ああ、そうですかというわけにいかないんですよね。これは建設課のほうも同じですよ。

それで、やはり議会でも議論になって、十分検討しましょうというところまではいつているものですからね、これは早急に利活用方法を検討していただきたい。そういう植生の点から見てもおもしろいんですから、今、東京あたりで一生懸命つくっているようなビオトープではなく、現にあるところがそういう教材として使えるところですからね、これは利用方法によっては非常に効果的なものじゃないかと思うので、ぜひご検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 指摘をいただいて、時間がたってしまったことに対してはおわび申し上げます。その辺につきましては、建設課のほうと再度協議をさせていただきたいと考えますので、よろしくご理解をお願いします。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 先ほどの学校林も含めまして、それからこのビオトープ、両方を含めまして、私は、ちょっと変な言い方になるかもしれませんが、学校林があるから環境教育をしなければならない、ビオトープを使える、そういう自然環境があるから学校は環境教育を進めなければならないということではなくて、環境教育そのものは、もう学習指導要領の中にのっかっているものでございますので、学校はやらなければならない。それを進めていくために、近くにある学校林をどう利活用できるのか、そ

れから、ただいまのビオトープの問題もそうだと思います。ということの発想が教育の現場ではまず大事なんだろうなという考え方は持っております。

そうやってきたときに、1時間かけて学校林に行って、1時間かけて帰ってくる。そこで1時間学習をする。そうすると、そのことに3時間かかってしまう。学校はこれを非常に、実は嫌がります。ご承知のとおり、非常に教育内容が今窮屈になってきておりますので。ですから、そこら辺との兼ね合いはもちろんあるんですけども、学校が環境教育を進めなければならないというのは、これはもう隠しようのないことですので、それにどうそれぞれの学校が利活用を図れるのかというあたりをきちっと学校が考えて計画に位置づけていくという、そういう取り組みが今後必要になってくるんだろうな。

それから、ビオトープにかかわりましては、公園管理の部分との絡みもあると思いますので、今後、建設課と具体的なところを詰めてまいりたいと考えております。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 公園管理しております建設課として、これまで厚生文教常任委員会の中で、またさらには、22年3月、第1回の議会の中でも、再三要望、さらには意見等をいただいた中で、平成25年6月、平成25年7月、2回にわたって、教育大学の鉤路校の植物の先生に実際に現場のほうに来ていただいた中で、希少種4種類、これは絶滅危惧種、さらにはヘイケボタル、これが実際にいるよということまで、実際確認はとっておりました。建設課としても、それ以降、関係各課と協議を進めて、池の活用方法を速やかに対応すべきところ、このままの状態ですずっとあったと。これについては反省しています。

今、教育委員会ともなるべく早い段階で、もう一度この池の実態の調査を行って、教育委員会各課、各関係機関と協議を進めてまいりたいと考えています。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 もう一山あるんですけども、いいですか、続けて。

●委員長（大野委員） はい。

●室崎委員 もう1点お聞きします。その前に、非常に積極的な答弁をいただいたので、どうかよろしく願いいたします。

それでもう1点は、教育行政執行方針の中でも非常に大きな論点として書かれておりましたコミュニティ・スクールに関してなんです。

これについては、議会だとか厚生文教常任委員会だとかでも取り上げられておりましたし、それから、今年の2月の27日、湖北地区で、湖南地区はその前の日かな、コミュニティ・スクールの導入に向けてという形で、地域の人たちを集めて話をしますというものがありまして、各自治会宛てに連絡があったんだろうと思います。私もそれで出席

させていただいておりました。

それで、非常に詳しい説明もあったんですが、説明会が終わって、真龍小学校でありましてね、帰りの玄関のところで、出席していた人たちの六、七割の人が一緒になりましてね、靴脱ぎ場のところで。いわゆる玄関会議になったんです。そのときにも反応というか、皆さんの意見というのは、聞けば聞くほど分からんと言うんですね。一言で言う。そして、何だか協議会とか、何とか運営委員会とかというのができるという話だけは分かったけれども、それが何の変化をもたらすのかと、こういう言い方なんですよ。それで、私もうんうんと言って聞き手に回っていたんですけれども。

いろいろ考えてみますと、学校は今までも、地域にこういうことをやりたいから協力してくれと言ったことは何遍もあるんですね。それから、当日の会議の中でも出ておりましたけれども、地域で子ども会とかいろんなことをやって、一生懸命やる人ほど学校が非協力的なので非常にやりづらいということを口にするんです。

それで、また、厚岸町のいわゆる市街地ではなく、周辺地域に幾つも小さな学校がありましたけれども、どんどんなくなっています。けども、かつては、その地区その地区の学校は中心でした。そのときには、市街地に来ると学校に縁のある人というのはPTAくらいに、一般の人は、あと特別な役職の人は別ですよ、なるんだけど、そういう地域に行って、20人とか30人とかっていうレベルの学校があった時代、そこは、その地区が、全員がPTAなんです。そして、学校からもいろんな働きかけがある。だから、自治会の会議も学校に関する会議も全部一緒だったというんですね、皆さん。そういう中では、コミュニティ・スクールがどうのこうのなんて言わなかったって、実は、俺たちの地区の学校として全部動いていたんだと。でも、今回はそうじゃなくなってきているのは、例えば、上尾幌地域、尾幌地域、門静地域、苫多地域、糸魚沢地域もそうですか、全部真龍小学校なんです。そうすると、私の自治会は、ちょっと表に出て見れば、学校のほうが見えますよ。

でも、こういう地域では、学校の校舎は自分の住んでいるところからは全く見えません。そういう中で、地域と学校が一緒になって、学校の運営に関して協力していきましようと言われても、それは一体何を意味するんだと。そうすると、結局、学校の都合のいいときにちょっと手伝ってくれやというだけのことならば、今までとどこが違うんだと。こういう非常に厳しい意見が出ておりました。

それで、私は、ポイントは、どうも絞っていけば一つになるのかなという気がしました。それは、学校というのは、天井がなく横壁が非常に頑丈にできていて、上から物が入っても、横から物が入ってこないと言われていました。そういう学校が、今、開かれた学校ということでどんどん変わっていていますよね。そういう中で、このコミュニティ・スクールというようなものを導入するということは、学校との距離が非常に遠くなっている地域、その地域に学校がどのように入っていくのか。教育委員会がでないですよ。その点、お間違いのないように。学校がなんです。そして、お互いに目で見える関係というんですか、それができない中で、運営協議会をつくるので、幾つかの地区の中から1人代表で来てくださいと。学校の行事やいろんなことの会議に入ってくださいと言っても、それはそのそれぞれの地域の人たちにとっては、何の縁もない話です。そういう意味で、学校はどう変わるのかということが、このコミュニティ・スクールな

るものを成功させていくかどうかのポイントではないかと、そのように思われました。

それで、この説明会のときにも、そういう観点からの質問もあったようですが、私が聞いている範囲では、そういう問題意識は余りないのではないかという気がいたしましてね、きょう改めてお聞きするんですけれども、私の言っている観点についてはいかがお考えでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答えいたします。

今回、このコミュニティ・スクールに関して説明会を開かせていただきました。2月26日が湖南地区、27日が湖北地区ということで。やるに当たりましては、コミュニティ・スクール、急に自治会長さんなりのほうに文書でお配りしても、何のことか分からないということで、事前にお電話をして、概略を説明させていただいてお集まりいただいたと。お寒い中、真龍小学校には半数以上の方が見えられました。

それで、その短い時間で、やはりちょっと説明が足りなかったかなと考えます。おっしゃるように、地区によっては、ここでいえば、例えば太田地区、高知の狭い地域の中の学校については、今、コミュニケーションがとれているというようなことも承知しています。この真龍小学校、真龍中学校のように、統合して遠くのところから来るという部分については、おらが学校というような意識が確かに薄いのかなと思います。そういう部分では、まず、今回、説明をさせていただいて、委員会の中でも丁寧にいろいろお話ししたほうがいいかなと考えていますので、例えば、学校も含めて、地域の方とそういうお話を持つ機会を、こういうことなんですというようなことを、説明をさらにしていきたいなと考えます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 コミュニティ・スクールというものについて、いろんな論評もあります。そういうのを見ていくと、やっぱり文科省は、都会を中心に考えているなという気は非常にするんです。特に都会の場合には、地域と学校の結びつきというのが極端に希薄になっているところがあるわけですね。私の知り合いも東京におりまして、子供のことで学校に電話をかけたら、何時以降は先生はプライベートの時間になりますから、取り次ぎができませんと言って断られた。そういうようなことが日常行われている地域もあるようです。

それではやはり学校教育というのが健全な形で進んでいけないんじゃないかと。子供の教育というのは、地域も学校も家庭もみんな一緒になって子供を育てるんだということだと思えます。その考え自体は非常にいいと思うんです。であればあるほど、例えば、今、太田の例が出ていたから言います。太田のようにもともと地域のコミュニティーというのがきちんとできていて、その中に学校もちゃんと入って、みんなの意思ができてくるようなところでは、コミュニティ・スクールなんて名乗らなくたっていいわけですよ。それ以上の理想形ができていくわけですから。

そうすると、コミュニティ・スクールなんていう考え方を今厚岸町で入れていくというか、そこに書いているものを使っていかなきゃならないところというのは、やはり学区がどんどん統合して、学校がすっかり遠くなってしまって、この地区の子供は確かに、例えばさっき例が出たから言いますと、真龍小学校に行っているけれども、はっきり言ってどこに真龍小学校が建っているか、行ったこともない、極端に言えばですね。そこにどんな先生がいて、何人ぐらいの子供がどういう校舎でもって勉強しているかも見たことがない。そういうような地域の人たちに、自分の学校として意識して、いろいろなものに一緒にやりましょうという気になってもらうか、これがポイントだと思うんです。私が、学校が地域に入るべきであるということは、たしか議会でも言ったと思いますが、そういう意味なんです。

このときも、大変失礼だが、学校は、じゃあ、地域にどうやって入っていくんだ、地域とどうなじむんだというときに、どなたかは、総合学習か何かの時間に、地域を子供たちが訪れる時間があるから、そういう形で地域の結びつきができるかもしれないというふうにおっしゃっていたような記憶があるんです。これは、自分たちの教育課程というかな、1時間目は何やって、2時間目は何やってというのをがちつつくって、それは一切動かさないで、その中で地域の人たちの話をどう聞くかとも聞こえるわけですよ。そうじゃなくて、やっぱりこういうものをやりますと言った以上は、学校のほうもどこかで変わらなければいけないと思うんですね。そういう点から、もう一度検討していただきたいと、そういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） コミュニティ・スクールの実施に当たりましては、もちろん学校側が地域社会に期待すること、協力をお願いしたいこと、それから、地域社会が逆に学校に望むこと、ここのすり合わせがうまくできるかどうかというのが、やっぱり大きなポイントになるんだろうなどは考えているところでございます。

今、学校が置かれた状況、先ほどはちょっと授業時数の関係で窮屈だというお話をさせていただきましたし、また、それ以外の部分で、今、学校が抱えている問題というのは非常に多岐にわたって、学校だけでは解決できない、いわゆる学校の教育力の低下といいますか、実態に学校の教育力が追いついていかない、そういう現状もよく指摘されているところでございます。または、地域の教育力、家庭の教育力もいろんな問題があるということが今言われている。

そうした中で、地域の子供たちをどう育てていくのかということをもう一度きちっと見直しをして、確実に地域の子供たちの健全育成を図っていくためには、この3者が、学校と家庭と地域の3者が力を合わせてやっていかなければならないんだと。学校だけでは、言ってみれば背負い切れない部分が今たくさんふえてきているのだというようなことから、このコミュニティ・スクールに望むものというのが出てきたと言ってもいいのかなと思っております。

そういう意味で、学校ばかりが何か地域に求めているという、もしそういう印象があるのだとすれば、そこは何とか拭いながら進めていかないと、きつとうまくいかない

んだらうなど。そこのところは、今後十分配慮しながら進めていきたいなと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 非常に大事なところだと思うので、もう一回だけ言いますが、学校が非常に大きな荷物をしよわされている。全部あなた一人で解決しなさいよっていったって、俺できるわけがないという現状であるということはどうかがえます。教育長の話もおっしゃっていることはよく分かります。

地域の教育力が落ちているかどうかとか、家庭の教育力がどうのこうのって、今ちょっとこっちへ置きますね。学校として、地域や家庭と手を携えて子供を育てていかなければならないという問題意識があるわけでしょう。そこがポイントなんだというわけでしょう。そうすると、私が言っているのは、現状にどんな問題があって、どうしなければならぬかという話ではなくて、それはもう前提にして、その地域やそういう学校外の人たちですよ、その人たちを味方に引きつけるためにはどうしたらいいかという方法論を具体的に考えてほしいんです。そこのところが、ともすると一遍の通知で終わってしまう場合がある。あるいは、1回の説明会で終わってしまう場合がある。それでは駄目だ。学校が変わるべきだというのは、私はそういう意味なんです。今まで学校というのはそういう作業になれていないんですよ。やっぱりね。だから、そこのところを具体的にどうしていくかと。いわば、音頭を取って仕向けていく仕掛けをつくるのが教育委員会の仕事ですよ。そこのところを十分に配慮して、検討して物を進めていただきたいと、そういうことなんです。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 学校教育を担う一番の要は、やはり教員。子供と直接向き合う教員であります。今のお話を伺って、学校にどう目を向けていただくかという部分では、やはり教員の役割、教員の意識、これは大きいだろうな。だからといって、何でもかんでも教員任せにすることも、これはまたできません。そうしたときに、教育委員会や校長先生がそこのところをどう、問題の解決を図るために何をやっていけばいいのかということを、改めてそこのところの検討が大事だなと今お聞かせいただきました。

繰り返しになりますけれども、魅力のある地域から魅力のある学校づくりを進めていくために、管理職との連携であったり、教員の意識改革であったりという部分は、今後きちっとそこのところを見つめていかなきゃならないなと考えております。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。
よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。

午後 5 時18分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年3月14日

平成30年度各会計予算審査特別委員会

委員長